

第五十五回国会 大蔵委員会 議 録 第十一号

昭和四十二年五月十二日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 竹本 孫一君

足立 篤郎君

奥野 誠亮君

小宮山 重四郎君

砂田 重民君

村上 信二郎君

山下 元利君

渡辺 美智雄君

只松 祐治君

広瀬 秀吉君

村山 喜一君

山田 耻目君

永末 英一君

出席政府委員

大蔵政務次官 小沢 辰男君

大蔵省主計局長 岩尾 一君

大蔵省主税局長 塩崎 潤君

大蔵省関税局長 細見 卓君

事務代理 泉 美之松君

国税庁長官 八塚 陽介君

農林省園芸局長 原田 明君

通商産業省通商 局長事務代理

委員外の出席者

大蔵省主計局主 計官 秋吉 良雄君

大蔵省理財局次 長 広瀬 駿二君

運輸省鉄道監督 局国有鉄道部長 黒住 忠行君

建設省道路局長 吉兼 三郎君

自治大臣官房参 事官 鎌田 要人君

日本国有鉄道常 務理事 長瀬 恒雄君

専門員 坂井 光三君

五月十二日

理事春日一幸君同日理事辞任につき、その補欠として竹本孫一君が理事に当選した。

五月十二日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

同月十日

貸金営業法制定に関する請願(神田博君紹介)(第八八九号)

同(内田常雄君紹介)(第八九一号)

同(本名武君紹介)(第九一六号)

同(足立篤郎君紹介)(第九三十七号)

同(西村直己君紹介)(第九三八号)

同(外一件)遠藤三郎君紹介(第一〇〇八号)

同(田中榮一君紹介)(第一〇二四号)

バナナの輸入関税据置きに関する請願(内田常雄君紹介)(第八九〇号)

金鶏納章賜金庫債券の即時支払いに関する請願(森山欽司君紹介)(第九六〇号)

貸金業改善に関する請願(吉田泰造君紹介)(第九六三三号)

邦楽器の物品税撤廃に関する請願(稻葉修君紹介)(第一〇〇九号)

同(外百四件)(永山忠則君紹介)(第一〇一〇号)

同(村上信二郎君紹介)(第一〇二一号)

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

連合審査会開会に関する件

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

連合審査会開会の件についておはかりいたします。

石炭対策特別会計法案について、石炭対策特別委員会より連合審査会開会の申し入れがあります。

先刻、理事会で御協議いただきましたとおり、これを受諾し、連合審査会を開会するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会は、来たる十六日、火曜日、午後開会いたす予定でありますから、御了承願います。

○内田委員長 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、税制簡素化のための

国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

村山喜一君。

○村山(喜)委員 昭和四十二年度の国有鉄道の公共負担の見込み額を調べてみますと、八百九十億円というところでございます。前のこの委員会で堀委員の質問に答弁をされました、二百四十二線区のうち赤字線区がもう大部分であり、黒字を出しておるのはわずかに十一線区にとどまっております。

そういうような状態の中で、いま新線建設が鉄道建設公団の手によりまして進められているわけでございます。長期負債額が一兆三千億円、利払いは一千五十億円、一日当たり三億円の借金の利子を払わなければならないという、まさに火の車の国鉄経営の状態でございますが、そういうような状態の中にありながら、地元の要望もだいたく、地域開発のためと称しまして鉄道建設公団の新線工事が進められているわけであります。

そこで、この問題と地域開発という問題とを考えてまいりますならば、当然第三次長期計画との関連性の中において、同じような意味において考えられなければならない問題があると思うのであります。

たとえば、この第三次長期計画の中で、私の鹿児島地域の地域におきましては、特急の列車速度一つを見てみましても、単線でありまして、五十、七キロぐらいのスピードしか出ない、こういう状態でありまして、現在の線路の許容量というものを拡大すると同時に、複線化を進めていくという方向で改良工事をやらなければならないわけでございます。そこで、そういうような計画のもとにいま鹿児島本線の東市来―鹿児島間の複線化計画が進められて、この前、起工式がございま

す。私もこれに出席をいたしましたのでございます

が、この中で、この総工事費が六十五億円でござい
ます。このうち二十億圓は地元の人たちの努力
によりまして、利用債を引き受けるということに
なっているわけでございします。形の上からいたし
ますと、この利用債の引き受けというのは、地元
に協力会がございまして、商工会議所あたりが中心
になりまして、県や沿線市町村がこれに加盟をす
るという形をとります。そこまで引き受けの責任
を持つわけであります。事実上は、御案内のよう
に、この利用債の応募者利回りが六分七厘八毛
四糸というわけで低い金利でございしますから、
どうしても地元の銀行がこれを引き受けなければ
ならないという場合には、県や市町村がこれに対
して利子補給という措置をとっておるようであり
ます。これは現実に行なわれておる措置でありま
す。私の調べたところによりますと、千葉県の場
合には、県が年八分五毛の利子補給をいたしてお
るようでございします。鹿児島銀行を調べてみたの
でございします。君たちは一体幾らで引き受けて
いるのかというのを聞いてみました。いまま
では七分五厘の利子補給を受けておりました
が、これからは七分七厘四毛七糸ということに四
十一年度分からいたしたいということ、とりあ
えず四十一年度分八億圓を私たちが引き受けるこ
とになっておりますということ。そこで、私
は先般担当の常務理事からお話をお伺いいたしま
して、ことしの資金計画の中で、利用債として見
込んでいたものは一体幾らなのかということをお
尋ねをいたしたのでございします。この金額を調
べてみますと、大体百三十億圓でございします。そ
ういうような中身を持っておりまして、地域開発、地
元の要望にこたえてそのような措置が既設の路線
につきましてはなされておるわけでございします。
この点につきましては、自治省との間におい
て、地方公共団体に与える影響という問題から慎
重な配慮を払うべきであるというようにござい
ます。何か取りきめがなされたやにもお伺いをいたすの
であります。今後、こういう問題は、ただ千葉
県や鹿児島県だけではない、いままでやってまい

りました長野県でありますとか、その他の地域に
おきまして、利用債に対するところの府県等の、
あるいは市町村等の利子補給という問題が、これ
は非公募債でございしますから、当然地元の銀行が
引き受けなければならぬという形でなされてい
ると思うのであります。ところが一方、鉄道建設
公団の発行いたしますものは利用債というよう
な形ではなくて、特別債がことし二百二十六億五千
万円発行されておりますが、これも金利を調べて
みますと、七分五厘から七分三厘のもの、あるいは
それ以上の応募者利回りの形の中においてわりあ
いに条件のいい形のものが発行されるわけでござ
います。
そこで、私がふしぎでならないのは、この利用
債を引き受けなければならぬ地方自治団体があ
るかと思うと、片一方においては、これから新し
く地域開発の要望にこたえて新線を建設する地域
においては、これはそれよりも条件のいい特別債
でこと足りるというような区別をしておるところ
に問題があるのではないかと思ふのであります。
が、この発行をめぐる条件の差をなぜこのよ
うな形の中で大蔵省は認め、また、国鉄はそうい
うような形の中で推進しようとしておるのか。
やはりここには大きな経営上の問題があると同
時に、地方公共団体との関係の中において基本的
に考えなければならぬ問題があるのではないかと
思ひます。この点について、まず、それぞれの
立場からお答えを願っておきたいのであります。
○長瀬説明員 ただいまお尋ねのございました鉄
道建設公団の特別債の条件が七分四厘六毛ある
はそれ以上のものもある、それに対しては国鉄
の利用債のほうの条件は御指摘のように六分七厘
八毛四糸という応募者利回りになっております
が、この条件の差異いかんという御質問だったと
思いますが、利用債のほうは、村山先生がおっしゃ
いましたように、地元の要望に基づきまして、複
線化であるとか、電化であるとか、あるいは駅舎の
改良とかいったような、地元の利害に非常に密接
な関連がある工事につきまして、地元の要望に基

づいて行なわれる毎年の金額は、大体昨年度で百
五十億圓、その前が百四十億圓、その前も百四十三
億圓というように、利用債工事といたしまして特
契して行なわれておるものでございします。そうい
うような地元の要望からしまして、国鉄と地元府
県との交渉にあたりまして、応募者利回りがその
ように国鉄にとりましてわりあい有利な条件に
なっておるわけでございします。
一方、鉄道建設公団のほうの特別債のほうは、
新線建設の各県の建設同盟というようにところに
引き受けてもらうわけであります。これはむしろ
鉄道建設公団のほうからお願いして御協力をいた
だくような立場になるものでございしますから、こ
れは応募者利回りが七分四厘六毛というような条
件になっております。
○黒住説明員 国鉄と鉄道建設公団の特別債、利
用債の点につきましては、大蔵省からいま答弁が
ありましたとおりでございします。国鉄にしろ建
設公団にしろ、相当な資金を要しますので、なるべ
くわれわれとしましては財投その他の方法でもつ
て確保したいと思つておる次第でございします。け
れども、膨大な資金量でありますから、地元の方々
の御援助を受けて資金をお借りしているのが実情
でございします。その場合におきまして、鉄道建設
公団の特別債は、直接当該工事にリンクしている
ものではなくて、国鉄の利用債の場合におきまし
ては、直接当該工事にリンクした性格でございま
すので、いまのような利率の差になつておるかと
思ふ次第でございします。われわれといたしまして
は、なるべく安い金利のものを確保していくよう
に努力したいと思つておる次第でございします。が、
現状はいまのようなことでございします。
○鎌田説明員 自治省といたしましては、この点
につきまして、従来から非常な関心を持ち、また
改善の努力をいたしておるところでございします。
ただいま利用債、それから鉄道建設公団の特別債
についての御意見があったわけでございします。が、
一口に利用債と申ししても、もちろんみんなが
みんないわずに地元の請願設置的なものだけでもな

いのじゃないだろうか、利用債の中におきまして
も、やはり国鉄の営業政策の上から見て必要だ、
これはなほはだ別は必ずしも思ひます。それ
ども、地元の単なる必要だけ、そういう意味合い
でもないのである。国鉄は地方公共団体の財政負担を
軽減するよう、今後利用債について工事内容に
よつて発行条件を改定するようつとめる、こうい
うことを昭和四十年のこととございします。私ど
もこのほうの財政局長から国鉄当局のほうへ申し入
れをいたしまして、改善方について善処をお願い
いたしておる過程でございしますけれども、なおま
だ満足すべき結果を得ておらない、こういう状態
でございします。
○長瀬説明員 利用債につきましては、ただいま
大蔵省のほうからの説明がありましたとおりであ
りまして、国鉄といたしましては、第三次長期計画
におきまして、通勤輸送あるいは主要幹線の複線
化、あるいは信号保安対策というようなことを強
化をいたしておるわけであります。それに対す
る利用債工事と申しますのは、主として駅舎ある
いは電化でございします。そのほか部分線増でござ
いしますが、それらの仕事につきましては第三次長
期計画の後期でやるというふうには私どもは考
えておるわけでございします。したがって、利用債
の地元の負担あるいは地元の御要望によりまし
て、若干工期を繰り上げるといふような面がござ
います。したがって、国鉄側といたしまして
は、現在の財投あるいは特別債というような資金
事情で、先ほど申し上げました第三次長期計画の
面を進めるといふ点におきまして、若干そこに繰
り上げの措置になつておるという点がございま
す。さらにその点から考えますと、国鉄は受け身
である、また国鉄の現在の財政事情から考えま
しても、非常に資金コストを下げなければならぬ
という点から考えますと、現在の六分七厘という
利用債工事は妥当であると私どもは考えており
ます。

○村山(喜)委員 これは小沢政務次官にお答えを願わなければならないと思うのですが、ただいま説明を聞いておられますと、差はリンクしているか、していないかという問題だけに私は考えるのでございます。というのは、鉄道建設公団が新線建設をやっている、それに基づいて黒字になる、国鉄の会計上、経営上プラスになる、それだけの資金を投入しても必ず取り返せるんだ、こういう立場であるならば、私はその理論は正しいと思うのです。主張は正しいと思うのです。しかしながら、大方の新線建設は、やはり地元の要望に基づいてやられているのでしようが、それをつくることによって黒字になるのですか。そうであるならば、私は問題はないと思うのですが、いずれにいたしましても、利用債にしてもあるいは鉄道建設公団の特別債にいたしましても、これはやはり地元の要望に沿ってなされている仕事じゃありませんか。私はそうだと思うのですが、それは違いますか。その点をまず担当者からお聞きをしたいのであります。

そのあと政務次官にお答えをいただきたいのでございますが、利用債の残高がいま九百三十五億円だと聞いている。そういうような状態の中にあって、その利子補給を——それは地元が要請をするから駅舎の改築くらいはけっこうでしよう。しかし、その地域の発展をはからなければならぬというところで、非常に無理を承知の上で、地方公共団体が中心になってこれを引き受けるわけですね。引き受ける結果はこの利子補給をしなければならぬわけですね。片一方は鉄道をつくってくださいということで政治運動をやる、新線を建設したら何物という票が確約できる、こういうような政治的な動き等によりまして地元の要請にこたえている。これには高い金利の特別債で、リンクさせないといひながら、結局資金調達が容易にできる、こういうようなことになったら私は筋が通らないのではないかと。この点について、それじゃ、国鉄の建設公団がやる仕事は全部黒字になるという見通しがあるのだったらけっこうであ

りますから、それを証明を願いたい。
○黒住説明員 御指摘のとおり、建設公団のつきりまず新線につきましては、将来黒字を予想しているものも若干ございしますけれども、線の数からいいますと、当分黒字が予想されない、すなわち、赤字のものが大部分であるかと思ひます。それから新線建設の場合におきまして、地元の要望もございしますけれども、全体の鉄道の交通網という観点も総合いたしまして、新線を法律に基づいて予定線、工事線等を決定いたしていくわけでありまして、
なお、新線建設の場合におきましてお借りいたします特別債は、つくりました当該線が黒字を予想されるというところにおきましては、利払い等も可能でございしますから、いわゆる黒字を予想される、有償でもって国鉄にその線を貸し付けるところにその資金を使用している次第でございします。それから、地方のいわゆる赤字線の場合におきましては、国の出資あるいは国鉄の出資でもって、これは利子のつかない金でもって工事をやるというたてまえで現在工事をしている次第でございします。

○小沢政府委員 ただいまの国鉄当局、あるいは前に私どもの理財局のほうから御説明を申し上げましたように、特別債というものと利用債というものの金利は確かに違ひますが、これは御承知のとおり、先ほども申し上げましたように、特別債は地元におちろがお願ひをする立場で、利用債のほうは願ひを受けるような立場でございします。で、そこで、端的にいひまして、片一方は若干金利が安く、片一方は若干高い、こういうことになり、ただいま国鉄当局の説明のように、新線建設のほうには赤字が多いと思ひますけれども、赤字のほうは出資金でまかなうというので、それだけの金利を負担しても一応採算がとれるというわけ、金利も需要供給の関係があるというわけ、これがここにもやはり出てくるのではないかと。思う

のです。そういう意味で御了承をいただきたいと思ひわけでございます。
○村山(喜)委員 私は実は了承できないのです。なぜかといへば、鉄道建設公団が工事をしているのは全部黒字になるという証明ができればけっこうだといひわけです。みすみす赤字になるところもやっているじゃありませんか。それをつくることによって赤字が増大するという見通しをつけながらも、なおおやりになっている例はありませんか。それを国鉄のほうにお伺ひします。

○黒住説明員 現在工事をやっております線におきましては、いわゆる地方開発線というのがございします。地方開発線につきましては、将来とも相当長期間にわたりまして黒字が予想され得ない線が大部分でございします。
○村山(喜)委員 小沢さん、いま答弁したように、明らかに赤字が将来においても認められる路線があるわけですね。そういうようなもの、需要と供給との関係で金利差があつていいのだという説明では納得できないじゃありませんか。それはやはり地元の要請にこたえてつくるんでしよう。国鉄の必要性に基づいてつくるのですか。私はそこ

に何ら差はないと思ひます。差はないのに、金利の上においてそのような政策的な差異をつけるといふやり方は、これは間違ひじゃないのか。その点は黒字であればけっこうですよ。国鉄の経営にプラスになる、こういう見通しのもとに全部新しい建設は行なわれております、こうおっしゃるのであるならばけっこうです。それは高い金利のつく特別債でもいいでしよう。それだけの発行条件のもとでやっても採算がとれますというところが言い切れるのだしたら、それでけっこう。しかしながら現実にはそうじゃないでしよう。やはり地元の要請にこたえてつくるのだから、そういうところにはやはり高い金利のものが特別債として割り当てられ、片一方においては、地元の利益のためにぜひお願ひをしますということ、その地域も赤字路線です。しかし、計画を早めることによってその地域の開発ができる、こう

いうことを期待をして、片一方においては条件の悪い利用債を引き受ける。私は地元の開発という点から考えたら同じことだと思ひます。そこに金利差をつけなければならぬ政策上の差というものはないのじゃないか、こう考えるわけですね。それはあなたの言われる先ほどの説明とは食い違つてくるわけですね。ただいま国鉄の責任者のほうから開発線については赤字でありますという説明があつた。そうすると、あなたの答弁を訂正をしてもらわなければならない。

○小沢政府委員 私が申し上げた要旨は、利用債のほうには、地元の要請といひますか、要望によつて利用債の引き受けということが行なわれていく、ところが、特別債のほうは、国鉄のほうからとにかくお願ひをして引き受けてもらう、そこに大きな違ひがあるわけですね。かえつて私は、それがもし同じだとすれば、かえつて私は、公平のよう

で公平でないと思ひます。かえつて私は、公平のよう

それから、先ほど赤字路線といふことでもそういう特別債を発行しているじゃないかというお話がありましたが、赤字線は必ずしも地元の要請で新線の建設ということが行なわれるわけではあり

ませんで、やはり交通政策といひますか、大事な、いわば国家全体の政策目的から、どうしても、たとえ地元の要請がなくてもやらなければいかぬようなものもあるわけですね。この点、必ずしも新線建設が全部地元の陳情とか要請とかといふことで行なわれているわけじゃないことは先生も御承知のとおりでございします。

要は、やはり利用債を引き受ける側の強い要望にこたえる場合と、それからこちらが地元の特に協力を要請する場合とは、やはり若干の金利の差があつていいのじゃないか。もしそれが同じだとすれば、かえつて私は何か公平でないというふう

に思うのでございまして、この点は先生と遺憾ながら見解が違ひますけれども、御了承いただければと思ひます。

○村山(喜)委員 鉄道建設審議会がありまして、そこの中には十名ぐらいの国会議員が入つて、そ

第一類第五号 大蔵委員会議録第十一号 昭和四十二年五月十二日

して盛んに政治運動をやつて、自分の選挙区に誘致をしている姿、そうして、私たちが見ましても、ああいうような路線をつくつても何にもならない、むしろそれよりも道路を開発をして、道路によって旅客なりあるいは貨物を輸送したほうが、国全体の利益から考えたら適当だと思われる路線が地方にはたくさんあります。そういうようなところに金がついております。そういうようなことを国民は見ているわけです。だから、国鉄の要請によってつくっているのではなくて、私は国鉄の交通政策の中から打ち出されたものだと受け取りがたい。にもかかわらず、そういうような路線がふえるに従つて国鉄の赤字はふえていくということは目に見えている。そういうような状態の中にあるにもかかわらず、それには割り高の特別債を当てがうていく。ことし初めて三十六億円の政府保証債が芽を出しました。それは金利は七分ですから特別債よりもいいわけですが、ようやく初めてそういうふうな国が責任を持つとすれば、私はそういう特別な特別債でなしに、やはり政府保証債を、そういうような安い金利のものを充当するということがなければおかしいじゃないかと思う。割り高の、応募者利回りが中には七分七厘以上のものがあるように承るのであります。そういうような高い金利のものを発行をさして、それによってやりましたら、ますます赤字になつていくわけでしょう。ですから、そこにはやはり政策上必要なりと考えておやりになるのだつたら、もっとあなた方が国として責任を持つ体制をおとりになつたらどうか、このことを申し上げておきたいわけですね。そして、利用債の発行残高が九百三十五億円もある。そしてそれに対する――私は千葉県の状態をある記事で読んだのでありますが、昭和四十六年まで、復興、電化工事の分を引き受けるための県の利子補給分が、総額で三億五千万円だと聞いているので、そういうような膨大ないわゆる負担を地方自治体が負わなければならないという一面が取り残されている。

私はこういうような問題を、もう少し国全体が

どういふような方向で交通政策の中で開発を進めていくかという問題を、国の財政あるいは公団あるいは地方公共団体の財政という問題の中から、もう少し掘り下げた検討をして、そして大蔵省としての金融政策、財政政策というものをつくつてもらいたいと思うのでありますが、その点については政務次官も同感だろうと思つたので、御答弁をお願いいたします。

○小沢政府委員 新線建設につきまして、あるいはまた地方開発のために必要な復興、電化、そういういろいろな問題につきまして、地方の、あるいは国鉄そのものの経営が苦しい今日、政府資金等できるだけ安い金を使って進めていくべきじゃないか、あるいはまた、地方公共団体にそういう地元のためとはいひながら、相当の負担が結果的にははいられるようなことはなるべく避けるべきじゃないか、そういう御趣旨は、私ももちろん了解をいたします。しかし、今日の国家資金の供給力といひますか、そういう全体の点から見まして、あるいはまた財政力全般から見ます場合には、いろいろおっしゃるやうに他の分野におきましてもやりたいことがたくさんあるわけでございますけれども、そこがやはりおのずから制約がございまして、受益者負担的な要素が出てまいりました。いろいろな問題は、これはもう今日の現状においてはやむを得ないと思つたわけでございます。できるだけ今日の、いわば国、地方公共団体を含めまして、全般が非常に苦しい中から何とか開発を進めていこうという一つの苦悶のあらわれだといふやうに御理解願ひまして、だんだんこういうような事態が解消されていきますやうに、できるだけ私も財政力の培養というものに意を用ひながら、各般の施策を進めてまいりたいと思つたわけでございます。私、私も先生の御意見の方向は十分理解できますけれども、現状におきましてはやむを得ない点もあることを、ひとつ先生のほうでも御了承いただきたいと思つたわけでございます。

○村山(善)委員 この問題はこれでおきますが、自治省のほうに私は要望申し上げておきたいと思

います。

六分七厘というやうな利用債がやはりそれだけの地域開発のためにはどうしても必要だといふことで、これは喜んで引き受けているんじゃない、そういうやうな点から考えまして、やはり国鉄は経営上そういうやうな安いコストのやつを發行したいという気持ちはよくわかります。しかし、現実の問題として、駅舎改築等、地元の全く要望に沿つてなされるやうなやうなものは、いざ知らず、やはり線路の改良とか電化とか、こういうやうな問題については、地元の要請がなされたから利用債を引き受けてもらつたんだといふことでは済まされない問題だ。やはりこの問題については、ほかの電話加入債の金利等の例もありますので、そういうやうなものと水準が合うやうな形の中で地元が引き受けて、それを利子補給をしなればならないやうな状態の中で地方自治体にしわ寄せがされる形で進められるといふのは好ましいことではございませんから、この解決のために努力をさらにしていただきたいということを要望申し上げておきたいと思つた。

そこで、私がこの問題を取り上げてまいりましたのは、ことしの資金需要といふものが、地方銀行におきまして約一千億円の資金不足だといふことがいわれておる。それから全銀連が三月の六日に発表いたしましたところによりますと、一兆一千二百億円の資金量不足だ、こういうやうなことで、きょうの新聞あたりに見られますやうに、金融機関が金融債を中心にする売り払いによりまして資金需要に備えようとしている、こういうやうなことが記事としても大きく報道されているわけでございます。

そこで、資金計画の見通しの問題についてこの際お尋ねをいたしておきたいと思つたのでございませうが、四十二年度の公債の發行規模総額が約二兆円だといふやうに承るのであります。その中で、政府保証債が、調整年金引き受け分の百億円まで入れまして五千百億円、それから地方債の公募市場分が六百六十億円、それに電力債とかある

いは一般事業債の民間債等を含めまして大体二兆円程度だといわれておるわけでございます。そこで、消化体制の問題から、ことしあたりは証券会社に個人消化の分として二百五十億円、前年度は八十億円でございますが、それをふやしましてそれだけ持たせようといふことを計画されているやうでございます。

ところが、先ほど鉄道建設公団の場合でも、二百二十六億五千万円の非公募の特別債を發行するという計画に出ておりますやうに、公社、公団あるいはそれらの関係の公庫債あるいは地方縁故債、こういうやうなものが非公募のものとしてあるわけでございますが、それらのいわゆる資金調達計画といふものをどういふやうな形の中でお考えになつておられるのか。私の調べたところによりますと、電電公社の縁故債六百二十億円をはじめ、その他各公社、公団といふやうなところを調べてまいりますと、約六千億円の非公募債が發行をされるやうな見通し、こういうやうなものを全体的な資金需要の中においてどういふやうに押えているのか、この資金対策の見通しについて承つておきたいのでございます。

と申し上げましたのは、地方債計画によりまして、ことしの計画では地方縁故債が一十三億五千万円、それから公営企業、公庫の分が七百三十億円もあるわけでございますので、こういうやうな消化の見通しなりをお伺いをいたしますと同時に、一体、これが国全体としての立場から、はたしてそういうやうな非公募債といふものの發行が可能であるのかどうかというやうな問題にも関連をいたします。そういうやうな問題にも関連をいたしますが、そして地方銀行あたりが中小企業などに対する資金需要にこたえ得る見通しが――地方銀行側に言わせると、ことしは千百億円も不足をするといふやうなことを言つておられますので、この問題はやはり今後の地方財政計画の推進の上においてきわめて重要な問題であると

思いますから、これについての大蔵省としての態度をはっきりさしていただきたいと思うのでございます。

○広瀬説明員 ただいま御指摘になりました、縁故債とかその他非公募債の発行が相当巨額になっているが、それについての消化等について十分見通しを持ってやっているのかどうかという御質問だったと思いますが、こういう問題につきましては、もちろん資金全体の需給という面から、私のほうもあるいは経済企画庁のほうも検討いたしまして、それで、国債八千億円あるいは政保債五千億円というようなものを組みます際に、こういうものの総額もあわせて考えて、四十二年度として妥当な線であろうということで、四十二年度予算の編成が行なわれたわけでございますので、その辺の検討はいたしておるといことはお答えできると思います。

なお詳細についてのデータは持ち合わせておりませんが、いまおっしゃいました、たとえば地方団体における縁故債一千三百五十億円というような数字をおあげになりましたが、これは地方団体の場合は、いまおっしゃったような来年度の経済情勢、地方銀行のほうにおける資金の状況がどうなるかということも見通しまして、前年度の千六百六十一億円に対して三百一十一億円減った一千三百五十億円というふうに計画をしておるわけでございます。これはもう一つはもちろん特別事業債というような、四十一年度は地方団体の赤字対策として大きく計上されました千二百億円の特別事業債が減ったということも関係があると思えますけれども、そういうような配慮はこの辺でもいたしております。それから、国鉄、電電等におきます先ほど来問題にされました特別債なりあるいは利用債なり、そういうものについての総額につきましては消化可能な範囲に押えるということでもって財投計画を組み、あるいは国鉄、電電、公庫、公社等の予算を編成しているという事情でございます。

○村山(善)委員 非公募分が総額幾らくらいになるのですか。それと鉄道建設公団の縁故債の特別債の分を見てみましても三種類あるのですね。それで応募者利回りが七分七厘八条というものもあるし七分四厘六条三厘あるいは七分五厘一毛八条、三つの種類に分かれていて、そういうようなものが国鉄の場合にも数多くあります。そのほかの公社、公団等にもいたしまして、それぞれの立場で資金調達をするためにそういうような特別債、縁故債等を出すわけですが、国全体としてやはり一つの基準なりというものを持たなければ、それぞれの立場において、応募の上でそれのほうで成績をあげるのいいから高い金利のものを発行するということになってまいりますと、政府の金利政策というものに大きな影響をもたらすのじゃないかと思うのですが、こういうようなものに対して、大蔵省としてはどういう立場から臨んでおられるわけですか、この点もあわせて答弁を願っておきたい。

○広瀬説明員 縁故債等の非公募分の措置というお話でございましたが、これにつきましては、非公募債の中にいろいろのものがございまして、必ずしも全部一括した数字を手元に用意しておりませんが、たとえば電電公社の中にも電話加入債というふうな電話の加入者が引き受ける電話債というものもございまして、それから政府保証債でもって政府のほうでめんどうを見るものがあるというところ、あるいはさらに、先ほどおっしゃいました非公募債ですから政府保証のないかっこうでもって縁故債を持っていたかというふうなものもあるわけでございます。

おっしゃっているような趣旨の特別債なり縁故債といったものをおもな機関だけについて見ますと、国鉄、電電、鉄道公団あるいは地方団体、この四つだけについて見ますと、四十二年度三千九百八十七億円という数字になっております。四十一年度が同じ機関につきまして見てみましたものが三千六百八十六億円、このいま申し上げました数字の中には電電の利用債は含まれておりませんが、いわゆる縁故債の分だけを合計した数字でござ

います。でございますから、三千六百八十六億円が三千九百八十七億円、約三千七百億円が三千九百億円——四千億円近いというふうな数字になっております。その増加率はそんなに大きなものではない、わりあい低目低目に押えたという感じのものだと私も確信しております。

それから、こういう縁故債等の条件について国鉄だけでもいろいろあるじやないかというお話は御指摘のとおりでございます。国鉄は利用債につきましては六分七厘八毛、それから縁故債の中にもいろいろございしますが、共済組合の引き受けま

す縁故債では七分三厘、それからそれ以外の縁故債が七分五厘、そうして特別債は過去にはかなり高い七分七厘程度のものがございましたが、四十二年度に予定されておりますものは応募者利回りで七分五厘、したがって、大体三つくらいになるかと思いますが、六分七厘の利用債、それから共済組合引き受けの七分三厘の縁故債、それから特別債が七分五厘というふうな三つくらいかと思

料をお出しをいただきたい。中には日本住宅公団の宅地債券などは昨年も用意されたのですが、九割も発行ができないような状態になっておる。それは土地の値上がり、それと造成費の値上がりによって発行ができない状態になってしまっている。そういうような状態のものもあります。これはやはり特殊な事情でありますけれども、そういうような金融機関がほとんど受け持たなければならぬ利付の金融債等にいたしましたとしても、やはり資金全体の流れをつかまえるのには必要でありま

すから、私はそういう意味において、そういうような縁故債なり特別債のほかにそのような債券関係の発行の条件というふうなもの、これらについてもやはり全体的にとらえる必要があると思

いますから、これを一ぺん大蔵委員会に資料をお出しを願いたい。その中において全体の資金的な流れをつかむ立場から、場合によれば、国債の八千億というものの消化も容易でないといわれておる時代でありますから、そういうようなものとのかね合わせの問題として論議をしなければならぬかと思

のであって、市町村の道路財源の問題についてどういうふうにするかということについてはそのときに確定をする、こういうふうに承つておるわけでありまして、自治省、大蔵省、建設省の間においてはどのように了解をされているのか、この際承つておきたいと思つております。と申し上げますのは、住民自体にとりましては、自分たちが住んでいる生活環境というものがよくなることを歓迎するわけでありまして、あれは国道であるから早くしてもらいたいとか、あるいは県道で、しかもそれは主要県道だから早く整備をしてもらいたいとかいうふうに考えるのではなく、自分たちが住んでいる地域社会がそれだけよくなることを歓迎している。そういうような意味において、国道は全面的に改良され舗装をされてよくなつたけれども、われわれの住んでいるところはいつまでもたつてもほりこりにまみれてさっぱりじゃないかというのが偽りのない住民の感覚だと私は思うのです。そういう意味において、市町村道路の整備という問題はいままではほとんどなされて

いない。

そこで、新しいこの道路整備計画をつくるにあつて、やはり市町村自体にもそういうような財源を付与して、市町村自体が必要に應じた工事ができるようにやらしてもらいたいという要望が出てくるのは当然だと思ふ。

そこで私は、一体どういふような形で市町村道路を整備をしているのか、いろいろ地方を見て回りました。これは場所は申し上げるわけにはまいりませんが、こういうようなのがあります。農林漁業金融公庫の中に農道簡易舗装という土地改良資金として貸し付ける分があります。これは三・五％の年の利率で、貸し付け期間は二十五年以内、据え置き期間が五年以内、これはコンクリート舗装してもいいし、あるいは砂利敷きにしてもいいわけですが、現在あるものを舗装してもいいし、新設をした分についても、農道簡易舗装であるならば認めます、金を貸してあげますというものです。これを利用してまして、市町村道を農道に格下

げをします。格下げをして、農道を整備をしまして簡易舗装をして、そして今度は、でき上がつてから市町村道に編入をする。こういうような苦肉の策をやりながら——これは会計監査のほうからいつたらおこられるわけですが、しかし、そのようなことでもしなければ住民の期待にこたえられない、また生活環境もよくなるというので、やらざるを得ないというふうに追ひ込められている実情というものは——私は、やはり小沢さんもういふようなものは知つておられるだろうと思ふ。これは会計法上きつめて遺憾な方法だということ、そして、しつこく定本に押さえることも私は問題があるかと思ふ。というのは、それだけ必要性があるにもかかわらず放置されていることを現実に処理する方法としては、こういうような措置もとられていふという事実を考えていただきたいと思ふのであります。

そういう立場から、ひとつ、この市町村道の整備の問題について、考え方をそれぞれの立場から説明をお願いしたのであります。

○吉業説明員 道路整備五カ年計画の確定に関連いたしまして、御指摘の市町村道の整備促進をどういふ形で進めるのかというお尋ねかと存じますが、率直に申し上げまして、私も、道路整備五カ年計画の具体的な計画の確定にあたりまして、市町村道の問題は非常に大きな問題の一つであるというふうに認識をいたしております。むしろ国道等の幹線の整備、高速道路、そういったものもございまして、お話がありましたように、国民の生活に直結いたします生活道路的な市町村道をどうして整備してやっていたらいいかという問題につきましては、これからの道路政策の一つの大きな問題であるというふうに認識をいたしております。

しかしながら、この市町村道は、御存じかと存じますが、全国の道路網の中の八、九割まで占めております。八十三万キロでございしますが、この市町村道をどういふ形で進めていくか、ことに、財政的な問題にからめてどういふ方法がいいかとい

うことについてはいろいろ意見があるかと思ひます。

そこで、私どものほうは、与えられました道路整備についての特定財源といふますか、道路整備特別会計におきまして、その与えられた財源の中で、これを国道、地方道等々につぎましてどういふふうに配分していったらいいか、配分してやうたほうが効率的であるかという観点からこの問題を考へておられるわけだと思ひまして、そういう観点に立ちました際に、道路財源の中で市町村道に対する考え方として、その財政授与の方法が二つあるかと思ひます。

一つは、御指摘のような政治特定財源を譲与いたしまして、自主的に市町村道の整備をしてもらふということ。もう一つは、国のほうから補助事業形式でもって財政援助をやつていくという方法、この二つがあるかと思ひます。

結論を申し上げますと、私どもは市町村道につきましましては、ここの当分の間は、やはり国の施策にその整備を進めていく、これがために国が積極的

に財政援助をしていく、補助事業方式で当分対処していくべきではなからうか、それで、目下地方道の重点は、たびたび申し上げておりますように府県道でございまして、府県道の整備がまた非常におくれております。そういうところは全国的普遍的にこの整備を重点的にやつていく、その次の段階におきましては、市町村道を全国的普遍的にやつていくという時期が必ずまいります。そういう際にあわせてこういう財源の付与といったような形で進めていく問題に對処していただきたいというふうに理解をいたしておられるわけでありまして、五カ年計画の配分の際におきましても、そういう観点から、まず市町村道の実態等を十分調査してこの実態を把握し、そういう関連におきまして検討を加えてまいりたい、かように考えております。

○鎌田説明員 自治省としての考え方を簡単に申し上げますと、市町村に對しても国や府県と同じように道路の目的財源を与えるべきである、また与えなければならぬという考え方をございまして。と申しますのは、同じ道路でございまして現在市町村道の整備率というものは非常に悪い。改良のほうに率にいたしまして一〇〇％余りでござい

す、おまえ、最後に立った以上は、どっちかに軍配を上げる、こう言われるかもしれないが、実はまだ軍配を上げるという——もともと大蔵省がそういう機能を果たすべきかどうか議論はありますけれども、どうもまだ時期的に内容が固まらぬ点がたくさんございいます。六兆六千億円——私も今年度の予算編成で道路整備五カ年計画を、まだ前の五カ年計画の終わらない最終年度に改定をいたしたわけでございしますが、その中で、市町村道を一括の程度、どういうように整備をするのかという点もこれから煮詰めていかなければならないわけでございします。そうした点をいろいろ関係各省の間で協議を進めながら、また、それがコンクリートになりましたときに、これをどういうような形で処理をしたほうがいいのかという点を決定したいと思っておりますので、今後いろいろ、大蔵省は大蔵省の立場で、また各省それぞれの立場で十分検討が行なわれていくものだと思います。それまで、いま私どもも、どちらがいいんだ、大蔵省はどういう考えなんだということを申し上げるわけにはいかないわけでございします。そこで当面、そういうようなことを言ひまして、やはり非常に強い地方団体、自治省の要望もございしますので、四十二年度の地方財政の編成にあたりまして、大蔵省も市町村道路の財源分として交付金をとりあえず二十五億円計上いたしたというのが実情でございします。

○村山(喜)委員 端的にお伺いします。ことしの秋ごろ計画が確定をするときに、市町村道に対する目的財源を与えるかどうかということについては、そのときにきまりますか。もうことはそういうようなことは考えていないのですか、来年度からですか。その点を明確にしたいでございます。○小沢政府委員 財政措置の問題は、ことしの市町村道整備財源としての交付金二十五億円、財政措置としては変更する意思はございません。しかし、四十三年度の予算編成がもうじき迫るわけでございますが、まだ六兆六千億円の身で、こまかい点について詰めなければいぬ点が相当

ございしますので、それらの詰めをやる段階で、また当然、主管庁でございします建設省の意見、自治省の意見等が政府内部でいろいろ調整をされていくだろうと思ひますので、そういう意味では、今日、来年からかくくにはつきりするんだということは、六兆六千億円のこまかい点がまだ協議がととのわぬ以上は、いまここで申し上げる段階ではないわけでございします。

いづれにしましても、今年度の交付金二十五億円は予算措置として、これがさらに、たとえば自身が詰まってきたから四十二年度の補正で直すとか、そういうような考えはございしませんし、またその点は各省の間で問題になっているわけでありませぬ。この点は御了承いたしておきたいと思ひます。

○村山(喜)委員 私二十五億円そのものに対しては、私も非常に問題があると思ひております。もともとやはり地方の自主財源というものを付与してもらわなければ、先ほど申し上げましたような、ああいうようなやり方以外には方法がないのですから、そのような緊急な措置をとらざるを得ない自治体があるということも御認識願ひておきたいのであります。

そこで、道路整備五カ年計画の六兆六千億円の問題は、四十二年だけの問題ではないわけですから、将来に対するところの影響——この秋ごろに計画が確定をするときには、四十三年度以降の分もこの中に織り込んでいかなければならない。そのときにはやはり地方制度調査会が去年の十二月に市町村に対する財源措置を繰引取税の中から回すべきだというふうな見解等も出しておるわけでありませぬ。そういう問題や、建設省の考えもわからぬものでありませぬけれども、しかし、それはひもつき補助金とかあるいは格上げ方式というふうなものでやるよりも、この大体九十八万キロのうちの八十三万キロが市町村道だという実態からまいますと、これ全体を建設省で全部把握するということさえ私は非常にむずかしいと思うのです。そういうような点から考えまして、こ

れはやはり自主財源措置というものを講ずる中で、その地方自治体の実情に応じた措置をとらせるように、それだけのワケというものを持たせることが自治体の意向にも沿ひますし、また、全国的な国土開発の上からいいますと、住民の期待にこたえる意味からも、私は必要だと思ひておる。そういうような面において、この問題については、計画を確定されますときにその財源措置の問題等もあわせて——この要求というものが、たつた二十五億円程度ではどうにもこうにもしやうがないのです。せっかく芽を出したのでありますから、これはいいといたしまして、今後これが拡大をされる形の中で解決されるように要望申し上げておきます。

それからもう一つ、特別事業債の元利償還の取り扱いの問題であります。ことしは四十二億円が措置されておるわけでありませぬ。それに特別事業債の元利償還分は交付団体の分五十三億円が措置されておりますが、この中で、私は、やはり臨時措置としてこれが措置されたということについては問題があり過ぎるのではないかと思うのです。本会議等において、地方公共団体に迷惑をかけないという説明もなされておるわけでございます。それから、この問題については、今後やはり約束をしたものは守ってもらわなければならぬというふうな自治団体でも考えておると思ひますから、これについては、大臣の答弁でなければいけません。これが悪かろうと思ひますが、政務次官のほうから、これを単年度限りの臨時措置とした理由、そして今後はこれをどういうふうな改善をしようとしておるのか、お聞かせを願ひたいのであります。

○小沢政府委員 一昨日も申し上げたわけでございしますけれども、私も四十二年の地方財政の検討にあたりまして、四十一年度がああした非常に財政の悪い状況でございしました。その後、日本経済全般の好転によりましてだいぶ健全化する見通しもついたわけでございしますけれども、なおその事後処理というふうな面もございします。そういう

ようなことから、特に自治省の要望にこたえまして、四十二年に昨年の特別事業債の元利補給問題について御承知のような措置をとつたわけでございします。そこで、あくまでも臨時の、今年度限りの措置でございします。当然この措置は今年度でございしますが、しかし、そのために四十三年度以降において地方財政に迷惑をかけるようなことになつては、これは申しわけないから、地方財政の実情に應じまして、地方の公共団体に迷惑をかけるないように四十三年度以降におきまして必要の措置を検討する考えでございします。これを申し上げたわけでございします。

しからば、迷惑をかけないような必要の措置とは何だ、大体迷惑がかかるということ、地方財政の実情が来年度以降それだけどうなるかということ、迷惑がからなければならぬ必要の措置は必要ないわけではございしますし、迷惑がかかるという場合には、この迷惑がからぬように措置をするというのですから、文字どおり、私もまたいろいろな観点から考えまして必要な措置をとらなければいけぬと思ひております。

要点は、地方財政が四十三年度以降どうなるかという基本的な問題、それからこういうような措置をする場合に、交付税の基準財政需要額のうち、どの程度、どういう形で織り込むのかわかり、その財源について特別な措置がはたして必要かどうかという点、基準財政需要額に織り込むといたします場合には、元本のみとするのか、利子をもあわせ考えるのか、あるいは利子のみと考えるのか、あるいは税源の配分問題との関連はどうかという点、いろいろな点を検討の材料にいたして、今後地方財政に迷惑のかわらないということを基準にいたしまして将来は考えていく、こういうことにならざるわけではございします。

○村山(喜)委員 おとといからきょうにかけましてあなたの説明を聞いておると、あまりにも幅が広過ぎるのです。迷惑をかけないという問題が、全体的な地方財政の事情を勘案しながらというこ

とに結論的にはなる。だから、そういうような迷惑をかけるという意味じゃないと私は思う。約束をしたことは約束として守ってもらわなければ困る、だから、単年度限りの臨時措置としてすべきものではないじゃないかというのが、われわれの基本的な考え方です。その点は三十九年度ごろから地方財政が財政構造の上において非常に弾力性を失ってき、その中で給与改定分等につきましては前年度にわたりました地方交付税の基金から前借りをしなければならぬという実情です。しかも、それは昭和四十七年まで引き続いて返済をしていかなければならないという、そういうような事情というものが、これは地方財政については非常に明るい展望でありますけれども、そういうような過去の累積した赤字が存在しているのだということもお忘れにならないように、そういうファクターも入れながら考えておいていただきたいと思うのです。

ここで、私はやはり自治省にもお尋ねしておきたいのは、第十一次の地方制度調査会が二三方式の答申をいたしました。これについて私はふしぎに考えておりますのは、いわゆる交付税率の二三方式との関係を、これをあまり論議されていまいやうに思うのであります。政府のほうでは、この二三方式の答申により、五百四億円を自治省がこし要求した、これについては四十二年度はたな上げをされて、何ら見るべきものがないわけでありす。その理由としては、二・五割を四十一年度に交付税率を引き上げて二三方式にした、こういうようなことから、この二三方式はとらなくともいいという考え方をとっているのじゃないかと推察をしているわけでありすが、一体、第十一次の地方制度調査会の二三方式と交付税率との関係は、自治省としてはどういうふうに考えて要求をしたものか、また、これを受けて立つた大蔵省としては、これをどういうふうに今後において生かそうとしているのか、これだけ承りまして私の質問を終わりたいと思うのですが、その点を明らかにしておきたいと思ひます。

○鎌田説明員 第十一次地方制度調査会の答申の基本といたしましては、御案内のとおり、国債発行下の地方財政の計画的な運営を保証する、こういうところにねらいがあったわけでございます。二・三方式論というものもそういう構想の中から出てきたものだ、こういうふうに私も理解をいたしているわけでございます。

地方制度調査会の答申の基本的な考え方といたしましては、国税の減税によって交付税に自動的に減収を生ずるというものについては、交付税率のね返しというものによって措置すべきだ、全体といたしまして、国から地方団体に交付される交付税、譲与税、あるいはその他の特別交付金、納税の交付の総額が、国税プラス国債の二三方式の額、こういうことが骨子でございます。

そこで、交付税率の引き上げの問題についてどうだったのだということでございますが、国債の発行自体がいわゆる当分の間の措置、こういうこととございまして、国債発行という財政措置が恒久的な措置であるということにはなっておりません。片や、交付税率の引き上げをもつて措置するということになりますと、これは恒久措置ということになる、恒久的ならざる事態のもつて恒久的な措置を講ずるということはいかがであらうかということが一つございす。それから第二は、実際上の問題といたしまして、前年度二・五割の交付税率の引き上げというものが非常に大幅な引き上げであるというふうに考えられるわけでございます。景気の好転によりまして、税金収入は交付税率というものに相当程度の自然増収が見込まれるときにおいて、さらに交付税率の引き上げという形で持ち出すということは、私もといたしましてはあえていたしませんで、そこで特別交付金、国債発行下における地方財政特別交付金、納税の交付の総額が、国税プラス国債の二三方式の額、こういうことが骨子でございます。二・三方式論自身につきまして、大蔵省のほうで基本的な疑問を持っておられるのであります、途中の経過、詳細のやりとりその他の経過は省略をさせていただきますが、結論的には二三方式というのが二・五割の額に落ちついた、こういう経過でございます。

なお、この二三方式論というものにつきまして、私は、私もかねがね申し上げておりますように、毎年各省各庁の予算要求を査定をされる、同じような形で地方財政の財源不足額というものをいいて査定をして財源措置を講じていく、こういう形でございせん、そういう方式とあわせていまの国と地方との間の大きな財源配分のめどをつける、こういう意味で、考え方一つの新しい行き方を示したものだ、というふうに理解をしております。この方向に沿いまして、なお私もいたしまして、明年度以降にも大蔵省に対して要求を続けてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○秋吉説明員 ただいま自治省の鎌田参事官から御説明がございましたが、大蔵省といたしましては、問題は二つございす。

一つは二三方式の問題と、それからもう一つは、三割の減税による交付税率のね返しと、この二つの問題が大きな問題ではないかと思ひます。したがいて、この二つにつきまして、私といたしまして要約して御答弁を申し上げたいと思ひます。

この二三方式の問題でございますが、私も地方制度調査会の答申につきましてできるだけ尊重いたしたいという基本的精神についてはもとより変わりはないのでございますが、この二三方式の問題につきましては、やはりいろいろ問題があるのじゃないかという点がございす。と申しますのは、二三方式と申しますのは、これは国税の収入と国債の収入とを分母といたしまして、それに対する分子は交付税である、譲与税、足らないのを特別交付金、こういう形でその二三方式をめどにするということに相なっておりますわけでございます。したがいて、その基本となるものは、国税と国債収入をいっしょに論断するということに

基本的な問題があるかと思ひます。そこで、国債の場合は、そういう措置をいたしますと、国債の償還をしなければならぬということになります。これは国と地方の財政の運営としては非常なアンバランスになるのじゃないかという問題がある、大蔵省といたしましてはそういう感じを持たざるを得ないわけでございます。

それから、やはり国と地方の財源配分あるいは税源配分の問題というのは、単にそういう問題だけをとり上げて議論をするのは若干片手落ちの面もあるのじゃないか。たとえて申しますと、専売の納付金という国の収入がございすが、これに對しまして、たばこ消費税という面がございす。そういった国の収入とかあるいは地方のその他の地方税あるいはたばこ消費税、そういう収入の面もあわせてはじめて初めて税源の配分という問題が全体的に把握されるのではないかと、今回本年度のあつて、やはり二三方式の問題はいろいろ議論のあるところじゃないか、ということ、今回本年度のような結果に相なっておりますわけでございます。それから、三割の減税に伴う交付税率のね返しという問題でございますが、これは御案内のように、地方交付税法におきまして、地方財政事情が著しく悪化して、それがなお将来引き続くという場合に限り交付税率の引き上げということが法律上うたわれているわけでございます。あくまでも、ただ減税があつたから、そのね返しという限界部分だけをとりえて議論をするのはおかしいのであつて、地方財源全体の事情がどうなつておるかということが基礎をなしているのではないかと、このことを私も考えておるわけでございます。

以上のような観点からいたしまして、本年度は二三方式あるいは交付税のね返し分につきましては自治省の御要望に沿ひかねたのであります。しかしながら、地方財政の一その健全化をはかるといふ趣旨からいたしまして、御案内のように、たばこ消費税の税率につきましては二四割を

二八・四の引上げと同時に、さらに臨時地方財政交付金といたしまして百二十億円の措置を講じまして、一そう地方財政の健全化に資しているわけでございます。

○村山(喜)委員 全体的に二三%が二一・五%になった。そういうことで最近付加価値税の新設の問題等が出てきているんじゃないですか。それとの関連性はないのですか。これは税制調査会のほうでそういうような方向も出しているのだから検討を始めたわけですか。その点はいかがですか。

○鎌田説明員 付加価値税の検討の問題は、二三%の問題と直接の因果関係はございません。税制の問題として別途検討いたす、こういうことでございます。

○村山(喜)委員 そのほかに私はことは新しい問題が出てきていると思うのは、小沢政務次官も御承知のように、地方公共団体のほうから零細な補助金はやめてくれという要請が出てきています。これに対して、零細な補助金をたくさんかかえている主管官庁が、そういうようなことを地方公共団体が言うのはけしからぬと言って今度は押しつけていますね。

そこで、この問題については、そういうような零細な五十万円以下が零細ということに基準がなっているようですが、そういうようなひもつきの補助金でより中央官庁の行政での指導性というものを誇示しようという考え方が官僚の中には私は非常に強いと思う。こういうようなものについては、地方の自治体の行政能力というものを信用をしてもうって、もう政策的に見て、明らかにあまりにも零細であるがゆえにその効果というものが期待できないようなものは、どしどし地方に委譲をしていくという形を大蔵省としてもお認めを願いたいと思うのですが、こういうような声が上がってきているのに対して、今後どういうような方向で地方公共団体の自主性というものを認めようとしておられるのか、その基本的な態度だけについてでございますから、政務次官からお答えを願いたいのでございます。

○小沢政府委員 もう方向は先生おっしゃるとおりだと思っております。今年度もその趣旨で進めてまいりましたのですが、何しろ、ただそれぞれの官庁のなわ張り根性だけではない、実際にそれぞれの住民の強い要請があるもので、また例外措置として、知事会でもそれは例外でけっこうなんですというふうなものにつきまして、若干当初の私どもの査定案が後退したようなこともございますけれども、基本方針は、あくまでも先生おっしゃるような、零細補助金の整備をし、地方団体の自主的な方針が貫かれるようにしていくというこの方針は、私も決して反対だとか賛成だとかいうような立場ではございません。

○村山(喜)委員 終わりますけれども、やはり最近の公社、公団等の設立等を見るときにおきましても、行政管理局が行政改革の推進の中で打ち出した方向のものは全く違うような、そして、地方公共団体に責任を持たせるべきものまでまた新たにそういうような公社、公団までつくって、それが中央官庁の肩がわりをしながら地方行政の分野まで進出していくようなものが最近是非常に数多く出てきていると思うのです。そういうようなものは、やはり国全体の政策の中で正していかなければならないのですが、それを財政的に承認をするというのはやはり大蔵省で、行政監理委員会のそういうような答申等も十分考えながらチェックしてもらわなければならない点だと思いたすので、これは要望として申し上げておきたいと思うのです。

以上で終わります。

○内田委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 最初に交付税のことについてお伺いいたします。

交付税は人口をもつて地域行政費等算定の最大の因子としておると思いますが、人口数の把握という問題についてどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

○鎌田説明員 人口は国勢調査人口を使っておるわけでございます。したがって、現在の交付

税でございますと、昭和四十年年度実施の国勢調査の人口を使っております。ただ、その国勢調査の人口を用います結果、実情に合わないものが出てまいります。一例が、いわゆる人口急増団体でございますとかあるいは人口急減団体でございます。人口急増団体の場合でございますと、毎年の住民登録人口の前年に対する増加率というものを基礎に用いまして補正を行なっております、こういうわけでございます。

○竹本委員 世帯単位を考えるとどうですか。

○鎌田説明員 世帯の場合も同様国勢調査の数値を用いております。

○竹本委員 特に人口の減少する場合が問題だと思えますけれども、いまお話しになったような補正のしかただけで十分におおるとはお考えでございますか。

○鎌田説明員 人口減少団体の場合でございますと、これは一つの議論になるわけでございますが、交付税の算定の基礎の数値に人口を用いております、結局、いわば人口に比例的にと申しますか、人口の多寡に応じて行政の規模というものはきまってしまう、こういう前提に立つわけでございまして、人口の減少したところは、人口が減少したところはその減ったなりに、それだけ行政の規模というものが縮小されていくべきものであるから、したがって、ふえていくほうだけ考えていけばいいじゃないか、こういう御議論もあるわけでございます。

ただ、これは現実には合わない。また、実際問題として、人口が減少したから急に施設を減らす、職員を減らすということもできがたいことは御案内のとおりでございますので、現在行なっておりますのは、昭和三十五年の国勢調査の人口、昭和四十年の国勢調査の人口、両方あるわけでございますが、四十年の人口を用いて計算しますと著しく激減するところにつきましては、三十五年度の国勢調査人口というものをを用いて計算したものの一定割合を保証する、こういう形をとっておりますわけでございまして、もちろん、交付税総額が十分か

どうかという議論からあるわけでございますので、これで人口減少団体というものが十二分にめんどろを見えていかれておる、こういうふうには考えておりませんけれども、激減の緩和には役立っております、こういうふうな理解をいたしております。

○竹本委員 そこで、交付税については先ほど来議論がだいぶありましたけれども、例の三三%の問題でございますが、これからさらに引き上げるという将来の見通しでございますけれども、引き上げられるべきものであるか、また、引き上げる余地があるものであるか、そういう点についてお伺いしたい。

○鎌田説明員 ちょうど交付税が昭和二十九年でございまして、平衡交付金制度から交付税に移り変わりましたときの交付税率と申しますか、国税三税に対する率は一九%、約二〇%でございました。で、今日まで十三年ぐらゐの間に三三%まで上昇してまいっておりますわけでございます。これが将来引き上げの余地があるかないかという点につきましては、これは一つの考え方といたしまして、広い意味での国と地方との財源配分の問題でございまして、それで、交付税制度自身が、毎々御説明申し上げておりますように、どのような地方団体にも必要最小限の財源を保証するのだ、こういう機能を果たしております以上は、そういう最低限の財源保証というものを果たすために必要な限度の額というものは当然与えらるべきである、そういう意味におきましては、率というものを将来とも上げてまいりたいことは、私も当然然のことだと考えておるわけでございます。特に国税におきまして大幅な減税というものが行なわれる、そういうものに対応いたしまして、これを交付税率にはね返すというようなことは、将来として当然考えられてしかるべき問題ではないだろうかと思っております。

ただ、その場合に一定の限度というものがあるかどうかという点につきましては、国の財政、地方の財政あるいは国の仕事、地方の仕事、こう

いったものを総合判断しながらおのずから定まっていけるのではないだろうか、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○竹本委員 事務の再配分、それに伴うまた財源の再配分をしなければならぬ、これもよくわかった話であります、実際はいつ行なわれるかということについてはほとんどはつきりした見通しはありません。それから、いまお話の必要最小限度のものは保証しなければならぬ、これは初めからわかった話であります。

そこで、いま、将来の見通しの問題として三二%をもっと上げるといふことについては、財政上の制約からくる限度があるのではないかと、お話がありました。それも確かに一つの大きなワクでありますけれども、私は、いわゆる地方自治の本旨にかんがみてやはり一定のワクがあるのではないかと思ひますが、その点について自治省はどのようにお考えでありますか。

○鎌田説明員 地方自治の本旨といふことのお尋ねがあったわけでございますが、地方自治の本旨といふものと地方財政あるいは地方財源といふものを考えてまいりますと、一つの極といひますか、に考えられる考え方といひましては、すべてが自まかないができる。いわゆる自主財源といふもの、もっと申しますと、税で自まかないができる、こういうのが、ある意味で一つの理想であらうと思ふわけでございます。あるいは、この地方自治の本旨といふことをもちまして、いわゆる自治運営、行政運営といふことの自治性といふものが保証せられるならば、この自主財源といふものが高いことをもってイコール地方自治が非常に高まっておるのだ、こういうふうな考える必要はないのだという、最近におきまして一、二の学者の御意見もあるわけでございますが、そういう考え方との中間におきまして、いまの地方自治の本旨といふものとこの交付税といふものを考えてまいりますれば、やはり結論的には私どもは自主財源といふもののウェイトを高めていく——交付税といふものにつきましては、表現があるいは若干誤

り伝えられるかもしれませんが、いわゆる補完的な補正的な機能を持つもの、こういうふうな考えるべきではなからうかと思つておる次第でございます。

○竹本委員 ただいまのお説、そのとおりと思ひますけれども、しかし、地方自治の本旨にかんがみ、地方の自主財源を強化するといふことについて自治省が当面考へておるような方策はどんなものでしょうか。

○鎌田説明員 たいへんむずかしい問題でございます、実はこの点につきまして、先般来この委員会でも議論があつたわけでございますが、私も現在考へております方向といひましては、一つはやはり地方税の中に所得課税といふものをもっと導入してまいらうであらうか、そういう意味合いにおきまして、いわゆる住民税の問題がからんでまいりますけれども、所得税の地方移譲あるいは消費課税の問題といひましては、当面の問題といひまして道路財源の地方移譲、こういうものをさしあつたての実現目標といひますか、という形で考へておる次第でございます。

○竹本委員 ことばだけで言うのは簡単でありますけれども、いま地方自治の危機に臨んでおる段階において、地方の自主財源を強化するといふことについてはもう少し真剣に考へなければならぬと思ひます。特に二つありまして、まあ方法がどういふ方法をとるかといふ問題と、それから地方において一体どれくらい思ひ切つて自主財源を確保する方法を考へればいいのか、それについて一つのめどをお持ちでございますか。たとえば金額について、ただ所得税の課税の問題とか、いまお話の道路財源とかいふプリンシプル、あるいは一つの政策を言つてみても、金額的に見てどのくらいものを地方に一本に与えれば、地方の自治が活を入れてもらつてひとつ生々発展ができるという態勢になるか、その辺についての量的なめどといふものもなければ、私は本筋にならないと思ひますが、どうですか。

○鎌田説明員 おっしゃるとおり、量的な問題と

それから質的な問題と、両方あるわけでございませう。量的な問題といふことになりませう場合に、歳入の中で、たとえば地方税の占める割合といふものに一応の目安を置きまして、先般、昭和四十年の税制調査会ではそういう試みが一つあつたわけでございますが、その歳入の中に地方税の占める割合を五〇%までに持つていくといふことを目途にいたしまして、当時のベースで二千八百億円の税源移譲といふことが議論になつたことがございませう。これも一つの行き方かと思ひます。いろいろこれに對しましては、事務といふものの国と地方との配分といふものを考へないで、ただ歳入面だけで、歳入の中で税の占める割合といふものを一定の割合に持つていく、こういうことだけで量の問題を議論するのは行き過ぎではないであらうか、こういう議論もあつたわけでございませうが、事務配分の問題まで入つてまいりますと、正直申しまして、八幡のやぶ知らずになつてしまふ、こういう面も一つございまして、実現可能な案としてはそういうめどをつけるといふことも可能ではないであらうかといふふうに考へる次第でございます。

○竹本委員 事務の再配分なんといふことはやるべきことだと思ひますけれども、具体的に、いつ、どの程度にできるかといふことについて、いまお話のように、これはそんなものに巻き込まれていくと結論が出てまいりません。端的に申しまして、地方の自治については、やはり少なくともこれで三千億前後の財源を確保するといふような思ひ切つた手を打たなければ、継ぎはぎ継ぎはぎのパッチワークを幾らやつてみても、問題はほとんど解決されない、こう思ふのです。

念のためもう一度伺ひますが、その程度の金くらはいは、こゝで思ひ切つて確保するといふか、補給するといふか、移譲するといふか、要するに財源措置を考へるのではありません、地方自治の本旨に従つたような地方自治のあり方を打ち出していくことは不可能である。あとまただこまかしといふことは、ことばが悪いかもしれませんが、單なる

思ひつきを積み重ねる程度にしかすぎないのじゃないか。やはりどうしても三千億前後の財源を思ひ切つて一時にまとめて地方に与えるのではありません、だめだと思ひますけれども、これについては、自治省、大蔵省、両方のお考えを承りたいと思ひます。

○鎌田説明員 そういうことにはいたしました場合に、一つの問題といひまして私どもが考へますのは、結局三千億の団体の平均値でございませうから、中には行き過ぎと言つてはちよつと語弊がございませうが、偏在の問題が出てまいるわけでございませう。片方におきまして、最近の社会、経済の変動といふものに伴ひまして、地方団体の姿といふものにもいろいろ姿が生じてまいつておられます。いわゆる過疎、過密、こう言われておられますけれども、そういう団体ごとの財政の需要に應じた財源といふものがそこでうまく配分ができるかどうかといふ問題がございませう。それから、やはり遅延的な現象を示しておりますところは税源も多く与えられないといふのが大體通常の現象でございますので、やはり交付税あるいは地方債、あるいは広い意味の国庫支出金といふことになるのでありませうか、そういうたほかの財政手段との組み合わせの問題といふものも出てまいらうかと思ふわけでございまして、その辺のところを、何というか、一応組み合わせたいろいろな形といふものを考へながら、現在地方制度調査会も当面の措置の答申を終わりました、こういう基本的な問題に取り組み段階に相なつておりますので、地方制度調査会の御意見、御答申もいただいて実現に移してまいりたい、こういうふうな自治省としては考へておる次第でございます。

○秋吉説明員 ただいま自治省のほうから御答弁ございましたように、いろいろむずかしい問題があります。

特に私どもが感じますのは、問題がいろいろぶつかるのは、国庫補助金制度との関係が一番大きくぶつかると思ひます。国庫補助金制度、つまり国庫支出金でございますが、それをやめて、すべ

て地方の自主財源にしたらどうかという問題までいろいろ議論が展開するかと思いますが、そういった税源の偏在とか、これに伴う交付税制度とか、あるいは国庫補助金制度をどう見るかといういろいろ基本的な問題にぶつかってくるわけでございます。いづれにいたしましても基本の問題でございます。今後とも十分自治省とも御相談いたしまして、慎重に検討してまいりたいと思っています。

○竹本委員 両省の御答弁聞いておりますと、こういう問題に本格的に取り組むべき段階であるというところはよくわかりましたけれども、また基本的に重要な問題であるというところはわかりましたけれども、とにかく、当面地方自治の充実強化という立場で財政的な面からどういう措置をしようとしておられるのか、その辺がまだ一向わかりませんが、私の聞いているのはそのほうなんです。たとえば、いまの偏在の問題等にいたしましたも、与えるというたてまえに立ってこれを与えていこうと思うのだけれども、この場合にはこういう偏在の問題が出てくるとか、あるいは他の税の一般のものと取り組みの関係が出てくるとかという一つの方向があつて、その方向に伴ういろいろなフリクションならフリクションを考へる、こういうことでなければならぬと思う。こうもやりたいたいがこういう問題もある、ああもやりたいたいがあれもありそうだという程度の、はっきりしない考え方にいままだまよつておられるのか、あるいは、この隘路を開いていくためにこういうふうに取り組んでいきたいのだ、こういう問題をいま取り上げて研究しておるのだ、そういう点はないのですか。

○鎌田説明員 たとえば、先ほど申しましたような非常に簡単な、自主財源の点で申し上げますと、地方の歳入の中に占める税の割合を五〇％まで持っていくのだ、そのために税源移譲が先ほどお話に出ました三千億なら三千億だ、そういういわば基本的な方針というものをセツトいたしました、それに基づいて、たとえば行き過ぎるとこ

ろ——行き過ぎると言つては語弊がございますが、いわゆる逆交付税の問題をどうするか、こういったような基本的な問題がきまりまして、それについての議論をする、こういう段階にはまだとうてい至つておられないわけでございます。どの道を歩くかということについて現在検討いたしておる。その方向というものを、ある程度政府内部におきまして調整がつかます段階では、やはり地方制度調査会にこの問題を取り上げていただき、また段階におきましては、そういう大まかの方向での調整というものはつけなければいかぬだろうと思つておる次第でございます。

○竹本委員 あまりにも積極的、具体的、建設的なプランがないような感じがいたしますけれども、それは、地方自治の充実あるいは地方の自主財源の充実強化といったような問題はここ当分解決の見通しはない、努力しようという気持ちはあるけれども、具体的な見通しとして近い将来にそれが解決されるという見通しはほとんどないというところになるような気がしますけれども、どうでしょうか。

○鎌田説明員 申し上げ方が足りなかったのか、あるいは私、非常に慎重な表現をとりましたためにそういう誤解を与えておるのかもしれないが、もうすでに舞台はでき上がつておるわけであり、もうすでに申します意味は、地方制度調査会でございます。そこでこの問題を取り上げて検討しようということになつておるわけでございます。したがういまして、地方財源の充実というものがまだほんとうにあやふやな段階だということではございません。ただ、いまだどういふ形でその舞台に乗つてまいるかということについてせっかく検討中である、こういう趣旨で申し上げた次第でございます。

○竹本委員 調査会に名をかりて責任ののれをやるといふのはよく議論になる問題ですから、私はこれ以上触れませんが、やはり調査会にはかるにしても、とにかくいまから三年なら三年のうちこういう問題の方向を具体的に示して、そ

れで取り組んでいこうと思うがどうか、このくらの積極性がないと、あれだけ地方自治の危機が叫ばれておるいまの段階においてほとんど役に立たないのではないかと懸念するもので、もう少し前向きにかつ具体的にこの問題に取り組んでいただきたいという要望を申し上げておきます。

なお、私どもの民社党では、たばこの専売益金をまず地方に移したらどうか、かれこれ二十億くらいは出るのじゃないかという考えを持っておりますが、この考え方について、大蔵、自治両省からの御意見をひとつ伺ひたいいたします。

○鎌田説明員 たばこ専売益金につきましては、現在たばこ消費税の問題がござります。昨年の二百四十億円のあと始末の問題といたしまして、たばこ消費税率を今度四・四％引き上げたわけでございます。したがういまして、後ほど大蔵省のほうから計数的な御説明があると思ひますけれども、現在たばこ専売益金に關します国と地方の財源配分は地方団体のほうが多くなつております。これでは日本専売公社じゃなくて地方専売公社じゃないか、こういう実は御意見もございまして、このたばこ専売益金をどの程度の割り振りにしたらいいかということについても一つの疑問があるわけでございます。たばこ専売制度といふものとの関連から説き起こした関連の議論がおそろく出てくるだろうと思ひますけれども、私どももいたしましては、現在の専売益金の収入の中で地方団体に配分する分が半分を若干上回つておるといふ状態は現在の制度の中ではある程度満ち足りて申しますかの状態ではないだろうかというふうに考へております。

○小沢政府委員 先生は半分ぐらいは地方へやつたらいいじゃないかと言われるのですが、いまのところは比率にしまして五・一・四も地方にやつていふような状況でございます。

○竹本委員 全部をやれといふのです。

○小沢政府委員 これは国家の専売でございますので、全部を地方にやれといふことは、それは私ども全然考へたことはございません。なお、先生

の御高見はよく伺つておきますけれども、どうもちよつと考へたこともございませんで、ここで私はお答えは責任を持つてできません。

○竹本委員 この問題につきましては、また機会をあらためて議論を深めてまいりたいと思ひます。

私は予定がありますので、あと最後に一つだけ伺ひたいと思ひますが、公債発行下における地方財政の問題は、先ほど来の交付税やその他の問題とまた角度を変えて考へなければならぬ問題ですが、政府としてはどういふお考えを持っておられるのか。いままでのように、自然増収を國が中心でやつていられる場合には、御承知のように地方もおこぼれがありますから、七割程度あるというのだから、それでまかなえた。これを今度は公債で事業をやつた場合には、地方は新しい財源はそれによつて得られないで、むしろマイナスの負担だけふえるというふうなことになる。先ほど来御議論を聞いておりますと、公債発行は当面の一時的問題であるといふような認識の上に立ち、特別事業債についても、あるいは今度の特別措置についても、いつも、去年もことしも四十一年度限りである、四十二年度限りの特別措置である、こういうような継続はきつてはざる措置を講じておられますけれども、われわれの考へでは当分公債発行がやみそうにもない。そうしてみると、公債発行下における地方財政のあり方は一体どうすればいいかということについて、毎年毎年思ひつきの積み重ねでなくて、この辺でこれこそまた本格的な取り組み方をしなければならぬと思ひが、どういふお考えでおられるか、その点について伺ひたいと思ひます。

○鎌田説明員 先ほど村山委員の御質問にお答え申し上げたところと関連するわけでございますが、この第十一次地方制度調査会の昨年十二月八日の答申が、まさにただいま仰せになりましたような国債発行下における地方財政の安定的な計画的な運営というものを保証するための方策ということに相なつておつたわけでございます。そういう

う考え方から、一つの試みといたしまして二三％方式という意見もあったわけでございます。

私といたしましては、やはり先ほど来から御議論がございまして、国が国債を発行する、一方において所得税、法人税の減税を行なう、他方におきまして、国債の財源というものを引き当てにしまして建設事業というものを拡大してまい

る、あるいは回り回って社会保障関係の経費というものを拡大してまい。そうしますと、地方の歳入においては交付税が減になる、歳出の面におきましては、建設事業費でございまして、社会福祉系統の地方負担というものが増になる。こういう形で、俗に申しますと、ダブルパンチを受ける、何らかややはりそういう安定的な財源保証と申しますか、財政の計画的な運営というものができるといふ財源措置というものを確立をいたしたいという気持ちを持っております。ただ、そこにございまして二三％方式というものが意見の一致を見ませんために、ことしにおきまして臨時地方財政交付金の形のものに相なっておるわけでございますが、この点につきましてはなお努力を重ねてまいりたいと思っております。

○竹本委員 これで終わりますが、私がいま特に問題にしておりますのは、その二三％方式がいいとか悪いとかいうことではなくて、問題は、公債は四十年から出ている。去年も出た、ことしも出た、また来年も出る。こういう情勢の中で、公債発行下における地方財政の取り組み方が具体的に立ちあがっているのか。調査会では、こういう議論がございました。これは大学教授がどこかで講義をされているようなものだ。それより一歩進んで立たない。現実には公債が出ています。この間のギャップをどうするのか。いずれにしても、政府としては公債をこれだけ一方において出しておきながら、自治省として、あるいは政府として、公債発行下における地方財政のあり方について具体

的な方針というものがきまっていけない。だからこそ、毎年、今年度限り今年度限りの臨時措置を講じてやっていると。その矛盾を指摘しているわけですから、その点については、もう少し真剣な、具体的な取り組みを行なうべきであると強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○内田委員長 堀田君。

○堀田委員 この間、資料の要求をいたしまして、そのものの資料が出てまいったわけではございませんでしたが、大体、自治省のほうの資料を拝見してみますと、やはり私が予想をいたしておりましたように、最近住宅公団その他の大きな団地がある地域にございまして、その地域の地方自治体、市は、その住民税によつてはペイできない財政上の負担が起るというところが大体明らかになったようでありまして、自治省側として、現在皆さんが考えておる段階では、非常に正確な調査ではないでありますが、一世帯ふえることによつて、人口の大きき等は、そちらで設定をいたしたいといいいけれども、一体、当分の間は——これは正確な数字は答弁しにくいでありまして、目安として、はどのくらい市の負担になるのか、ちよつとお答えをいただきたい。

〔委員長退席、吉田（重）委員長代理着席〕

○鎌田説明員 一世帯ふえることによつてどれくらい地方団体の持ち出しがふえるかということにつきましては、現実にはこの団体でございまして、資料は実はなかなかつくりにくいわけでございますが、いわば一種のモデルをつくつてみたわけでございます。

私も全国の大体一千戸以上の団地を設置いたしております市町村について、おおまかな調査をいたしました結果を抜き取つての標準と申しますか、世帯三千戸のところ、施設といたしましては、学校、幼稚園、消防分署、それから市役所の支所、診療所、それからごみ焼却場、公園、遊園地、都市計画道路、その他の市町村道、上下水道、こういうものを全部拾つてみまして、一応の設定をしてみまして、一般財源が二億六千万円要

る、こういう形でありますから、大体、一世帯ふることによつて八万六千円ぐらいふえるというのが、一応理論計算として出るといふことでござい

ます。○堀田委員 実は、みなさんのほうの地方財政統計年報を少しこまかく調べてみたのでありますけれども、確かに、衛星都市と申しますか、大都会に近接をしておるところの人口増加はいへん目ざましものがありまして、私どもの周辺で申しますと、昭和三十五年と四十年の国勢調査の人口で見まして、尼崎市が約十万人、豊中市も約十万人、その他西宮市が約八万八千といふようなことで、いずれもたいへん人口が増加しております。東京周辺のほうを見まして、やはりこの間に十万人ぐらゐの増加をしておるものは、ほとんど大都市の周辺の地帯に見られるわけで、その他地方都市においては、この間の増加は、これの二分の一以下あるいは三分の一以下というものが現在の実情であります。

そこで、みなさんのほうのいろいろな計算をしておりますと、非常に長期的には、いつかはそれがペイをするときがくるようですが、それが次々と——これはみなさんのほうは一つの団地として考へておられるようでありまして、どちらにしろ、普遍的に人口がふえようと、どちらにしろ、その地域に五年間に十万人の人口増加が起るということ、これはやはり地方財政が、そういうことを予想をして、当初から税制なり、交付金なりいろいろなものの仕組みができておるとは私は思っていないのですが、その点についてどうでしょうか。

○鎌田説明員 こういう急激な人口増加というものの対しまして、いまの地方交付税制度というものが、適応力と申しますか、順応力があるのかどうかというところに相なるかと思うのでございまして、先ほども申し上げましたように、たとえば、人口というものを交付税の配分基礎に使つております。この人口というものは、最近における国勢調査の人口を使う、こういうことに相なっております。

わけでございますから、五年ごとでない、人口の、基礎になる数値というものの置きかえができない、こういう形になっておるわけでございます。そういう現象に対応いたしまして、人口急増補正というものを設ける、人口急増補正というものを設けることによりまして、毎年度の住民登録の人口の増加率というものに応じて、増加割合の高いところに対しては数値の置きかえをやります、あるいはまた、施設でございまして、建物とか港湾とかいうものにつきましては、いわゆるできたものといつたしまして、減価償却方式をとつて、単位費用に計算いたしております。ところが、こういうところにつきましては、新しくどんどんつくつていくわけではございませんので、建設費というものを現行のやらないと現実には合わないわけでございます。そういう意味での投資増しという制度を導入いたしまして対応いたしておる、こういう姿でございます。

○堀田委員 いまの、対応しておることですけれども、現実には、私ども東京周辺の事情よくわかりませんが、われわれの住んでおる阪神間、大阪を中心とした衛星都市の状況というものは、大体どこでも何によつてこれをカバーしておるかというところ、どうもギャップ収入がかなり大きな比重でこれらの人口増加をカバーしておるというところに、結果としてはなっております。やはり地方自治体というものが、競争だとかあるいは競争だとか、そういうばくちのテラ銭を入れなければその地域における行政水準が維持できないなどというふうなことになるのは、これは本来の地方行政のあり方から見て望ましい姿とは思われないうえです。ですから、その点を正したいと考へても、しかし、片方では人口急増のため、どうしてもその間のギャップはカバーができていないというふうな現在これらの大都市周辺地帯はなっております。現実になつておる。そこで、ちよつと大蔵省側にひとつお伺いをいたしたいのですけれども、地方自治体における水準が、その他の非常に低いところであつて、ある

程度高く維持しておるところが人口増加をする
と、いまの自治省の計算をしたいろいろな形の上
では、地方交付金のようなもので処置ができません
ということになっておるだらうけれども、不交付
団体の場合になるとこれは全然そういうものはき
かないことにもなってくる。しかし、それなりの
高い行政水準でいろいろなものの処置が行なわれ
ておるのを、人口がふえたからそれで減らすとい
うわけにはいかぬというたてまえになっておると
きは、これは何か長期的に見て、——これらの
都市も無限に人口がふえることはない。ある一定
のところまでくれば、これは頭打ちになる。ちょ
うどわれわれの阪神間で見ますと、芦屋市という
のが、もうともかく家は一ぱい建ってしまつて、
人口は過去十年くらいほとんど変わらぬ。建てよ
うにも、人口が増加しようにも増加のしようがな
いというところに、やがては大都市の周辺もなる
でしょう。しかし、現在は依然として、農地がそ
れらの人口増加を可能にする形で相当に残されて
おるといふことになっておると、その間はやはり
何か国としても考えてみる余地があるのではない
か、こう考えるわけです。この問題はあとで触れ
るのですが、要するに現在の地方税の仕組みにも
一つ関係があるように私は思うのですが、しか
し、地方税の範囲だけでは、いづれも窮屈な範囲
のことですから、国の側として考える余地がある
かないか、その点についてちょっと大蔵省側の考
えを伺いたい。

(吉田(重)委員長代理退席、藤井委員長代理
着席)

○秋吉説明員 たいへんむずかしい重要な問題の
御提案でございますが、先ほど鎌田参事官が触れ
ましたが、人口急増補正、確かにその金が増えま
すのは交付団体だけに限るかと思ひます。もちろ
ん不交付団体になる際のものとしては人口急増補
正を入れまして計算はするにいたしましたも、御
指摘のとおり不交付団体にいかないということに
なろうかと思ひます。
そこで、それでは、それ以外の国の歳出面で何

らかの措置を講じておるかという例でございま
すが、あるいは満足な答弁ができないかと思ひま
すが、たとえて申しますと、大規模住宅団地、
ベッドタウンができる際にいろいろ関連公共施設
を市町村はしいられるわけでありまして、それに
つきましては、住宅公団あるいは住宅金融公庫の
立てかえ施工をしておるわけでありまして、これに
つきまして、過去四十一年度までは、たしか義
務教育施設のみに限って立てかえ施工をしてお
たかと思ひますが、それ以後はいろいろの利便施
設、幼稚園も入れますし、あるいは保育所も入れ
る、あるいは道路、都市公園あるいは下水道、そ
ういったもので対象を拡張いたしまして住宅公
団の立てかえ施工をしておるわけでありまして、そ
して、地元負担の増大をなるべく避けるという意
味からいたしまして、従来割賦償還と申します
か、そういうものについては三年を原則として
おったかと思ひますが、これにつきましても、補
助金とかあるいは地方債がいかない分野の、いわ
ゆるほんとうの純然たる単独事業もあるわけであ
ります。そういうものにつきましても、これは
は、あるいは所管でございせんから、私の答弁
が間違つておるかと思ひますが、たしか十年ま
で万やむを得ないものについては割賦償還期限を
延ばすという措置を本年度以降講ずるといふふう
に私は承知しておるわけでありまして、そういう
場合に、そういうベッドタウン、大規模住宅団
地につきましても、国の歳出面の施策といたしま
しては、そういう十分な配慮を講じておるもの
と私も考えておるわけでありまして。

なお、地方税の問題につきまして、いろいろ国
と地方との税源の配分はどうかという基本問題も
あらうかと思ひます。また府県税と市町村民税の
配分の問題というの、また問題があるのじやな
いかと思ひます。あるいは市町村ごとの広域行
政、なるべく合併という、そういう広域行政のほ
うでこういった問題を解決するなど、いろいろな
施策もあらうかと思ひますが、何せ大きな問題で
ございまして、重要な問題でございまして、なお

ことは足らなかつた点については、自治省の
ほうから補足説明してもらえれば幸いだと思ひ
ます。

○堀委員 確かに、いまいろいろな形で手は打た
れておるのだということだと思ひます。何もして
ないということではないでしょう。しかし、現実
にはこれらの地域における市がギャンブル収入に
依存しておる高が、たとえば尼崎市では最近年
間に十四億円というような巨額な資金をモータ
ーボートのテラ銭によつておるといふことになつて
きておるわけですね。私も四年前にこのモータ
ーボートの問題を取り上げた。これは競輪なんかと
違ひまして非常に大きな騒音をその周辺にもたら
す。たいへん周辺地帯の住民にとっては好まし
くないことであるし、さらに、そのために、これは
どこの競輪場でもあるいは競馬場でもそうであ
りますけれども、要するに、必ずしも正常ならざる
集団といひますか、これは不特定多数であります
が、そういう人たちがその地域に、そういうギヤ
ンブルが行なわれる日には集中をしてやつてき
て、その人間の集中によつて付近の住民がまた
いろいろな予測せざる被害を受けるという問題が、
実はこのギャンブルの關係の問題にはつきま
つておるわけですね。

われわれとしては、なるだけこういうものをや
めていきたい。西宮市というのは、文教都市とい
うことで、確かに環境もいいし、そして教育の問
題について熱心に考へておる地域でありますけれ
ども、競輪場が二つもある。全国の地方自治体の
中で、一つの市の中で競輪場が二つもあるという
のは、おそらく私は西宮くらいじゃないかと思
うのですが、自治省、一つの市で競輪場が二つある
というところはほかにありますか。

○鎌田説明員 察問にして存じませんが、おそ
らく珍らしいほうであらうと思ひます。

○堀委員 ですから、おそらく私にだらうと思
うのです。そんなものがなせ西宮市だけ二つも認
められたのか。これは所管が通産省だったんじや
ないかと思うのですが、そういうことを認めてお

ること自体、非常に私はおかしいと思ひます。
しかし、これを撤去しようと思つても、これがま
た単にその市だけの問題ではなくて、これに財源
を依存しておるところの周辺の市全部が一緒に
なつて反対をする、こういう關係があるのです。
かつて兵庫県では、私どもの仲間であつた阪本知
事のときに県営競輪だけは全部やめましたけれ
ども、しかし、残念ながら、この市がやつておりま
すところの競輪は依然として継続せざるを得な
い、こういうことにはいまはなつておるわけであ
ります。(発言する者あり)

いまちょっとそこから雑音が入りましたから
はつきりしておきますが、尼崎市になぜ競艇がで
きたかという、あそこは実は大庄地帯といつ
て、たいへん大きな低湿地帯があつた。そこで、
この低湿地帯を何とかしなければこの地域の衛生
条件の改善ができないというので、当初の目的
は、あそこをモーターボートをやつて、その財源
でもペイしたらこれをやめようというの、実は当
時の阪本市長の考へだつた。阪本市長がずっと
やつておればやめられただらうと思ひけれども、
残念ながら阪本市長は知事になつてしまつた。し
かし、その後は、まだいまから五年くらい前は市
の収入は三億円程度であつたものが、どういふこ
とで、最近だんだんモーターボートの収入が増加
をしてきて、今日では年間十四億円、こうなつて
きておるものですか、ここまですると、取り除
きたいけれども、この十四億円が占めておる市の
財政の中における比重はそう簡単なことではな
い、こうなつてきておる。ですから、これはもう
私どものところだけでなく、周辺地帯すべてがこ
れによつてバランスをとつておるといふことにな
つておるので、私も、こういうものは漸
減していくことがやはり国の政策としても必要で
はないか。これは全国の問題だと思ひますけれど
も、そのためには、根本的には、さつきから議論
がされておりますが、行政の事務の配分と税源の
配分というものが根本的に行なわれる中で処理を
しない限り、現状でのいろいろな繕はき方式で

は、いま地方自治体とギャンブル問題というものはなかなか解決できないところまで癒着をしてしまつておると考えるわけです。しかし、私は、政府としても、いつまでも地方自治体がこういうギャンブルの収入にたよつていくことが望ましい姿だとは考えていないと思うのです。やはり方向として、どうしてこれを漸減して、こういうものの負担によらずして地方自治体が一応運営できるかというところについては、財政当局も自治省も一応真剣に考えてみなければならぬ課題ではないのか。単に府県税と市民税との相互移管とか、そういうことも多少は調整能力を持つたろうと思ひますが、その程度で解決をする問題だとは思ひきれないわけです。

だから、この人口急増の問題と、ギャンブルにささへられておるとの地方財政というものをどうするかというところについて、皆さん方のほうに考えがあるのかどうか。なければ、何もありませんと答えていただいてもよろしいし、あるのなら、大蔵省、自治省ともにその方向をひとつ答えてもらひたい。

○鎌田説明員 人口急増団体と申ししましてもいろいろあるわけですが、大都市あるいは大都市周辺の市町村、こういうところで人口の急増しておるところ、それから、既成市街地であつて再開発を必要とするところ、それから、急に人口があふえてきてこれから合理的な町づくりをしていかなければならぬところ、他方におきまして今度は、どんな人口が流出いたしまして自治体としての社会的な基盤というものが失われつつある農山漁村というものもあるわけでございます。私どもの自治省の立場におきましては、これらの、一口に申しまして過密・過疎それぞれの団体にそれぞれ財政運営というものが保証できるような財源というものを確保することが私どもの任務でございます。

任務はそういうことでわかり切つておるわけでございますけれども、どういう形でこの財源を確保していくかということになりますと、限られた

結局国と地方の財源の中で、新しく税源を起こすといへば別でございますけれども、限られた国と地方の財源の中でこれ考えてまいるということになりますと、大都市の再開発なりあるいは大都市周辺という場合におきましては、もちろん先ほどから申しておりますような所得課税なりあるいは道路財源といったような、当面実現の可能性のある税源の移譲という問題をひとつ考えてまいりたい。

第二といつたしましては、地方債の活用と申しますか、地方債というものを考えてまいりたい。今度の地方債計画におきまして、一般単独事業債の中に過密対策その他の起債といたしまして新しく六十億円ほどセツトいたしました。あるいは公共用地の先行取得債をセツトいたしましたのはそういう考え方に基づくものでございまして、地方債というものによつて、こういう地域におきましては将来償還財源というものも期待できるわけでございますので、そういう地方債の充実というものをひとつ考えてまいりたい。

それから、第三には、先ほど秋吉主計官からも御説明申し上げたわけでございますが、そういう中で特に集中的に短期間に金がかかりますようないわゆる大規模団地、戸数二千戸以上の大規模団地につきましては、立てかえ施工——住宅公園あるいはそのほかの公的な住宅の供給主体、造成主体というものに立てかえ施工をやつてもらふ、学校でございますとか、保育所でございますとか、上下水道等でございますとか、それに對しまして年賦で償還をしまひますと、こういう方法。

それから、現在でございます制度といたしまして、地方交付税の中でいまの人口急増補正、これは去年百四十五億円でございますが、ことしそれを百二十億円ふやしております。そういうふうな形で、現在の交付税の中でできるだけ適応させていく、こういうことを考えておるわけでございます。

○堀委員 いや、私はそういう一般論を聞いていてのじゃないんですよ。要するに、ギャンブル収入

入がすでに地方財政の中に癒着し切つておる状態を、これはあなた方もそのままでいいとは思つていないのでしょうか。どうです、そこから聞きましよう。これはギャンブル収入に地方財政がたよるのは当然であつて、それは望ましい姿であると思うかどうかですね。そこから、じゃちよつと……

○鎌田説明員 これは望ましいと考えるわけでは毛頭ないわけでございます。こういう収入に依存しなければ財政運営ができないということとは考えておりません。

○堀委員 そこで、それじゃ、正常でなければ、それを正常に戻すためにこれまで皆さん何かやつてきたか、いまやろうという意欲があるのかどうか、もうあきらめ切つておるのかどうか、そこら

をちよつとはつきりしていただきたい。

○鎌田説明員 現在、収益事業の収入、収益金といたしまして全国で四百八十三億円あるわけでございます。四百八十三億円という額になりますと、これはちよつと大きな額でございまして、これを財源措置を講じないでやめてしまつたように、これは、先ほど仰せになりましたように、尼崎の場合一つ例にとりまして、たいへんなこととでございます。したがひまして、何らかそれは当然財源を付与するという形でこれをやめてまいらなければならぬということになるわけでございます。

そこで、収益事業というものを一ぺんにやめられるかという問題は、いまの財政収入の問題のほかに、これは施設に働いておる職員の問題もございいます。それから施設の転換の問題もございいますので、これはこれといたしまして、収益事業の将来をどう考えるかという点につきましては、私どもも、当面、たとえば来年の三月一ばいまで競馬法の附則の規定が失効するわけでございますので、もうすでにある意味においては足元火のついた問題もございいます。そういう問題との関連で考え方を明らかにしてまいりたいと思つておる

次第でございます。

基本的には、一般財源を充実しながら収益事業に依存する割合を減らしていく、これは当然の方針であらうと思つてございいます。

○堀委員 いま何うと四百八十億円ぐらゐです。しかし、これはなるほど一ぺんにはいきませんけれども、どうでしょうね、皆さん、ことし全国統一地方選挙をやりました、各地とも市長はほとんど新しくなつておるわけですから、中間で選挙をやつておるころも少しございまいしょうが、まあおおむねやつておる。合併町村なんというやつておるころは少ないと思ひますから、大体統一地方選挙で新しい市長もできて議員もできたと思ひます。やはり、この人たちが思いを新たにしたい、今後市政を住民のためにやつていくというために、向こう四年間ぐらゐの計画を立てて、四年計画の中でひとつどこまでいけるか——これはまあ相手のあることだし、いまのように四年するとまた四百八十億円ぐらゐがふえてくるということに実はなるのでございませう。だから、四年先の問題を見通して、過去における伸び率その他から勘案しなければならぬと思ふのですけれども、一応ひとつ、今後四年間を目途として、これに對してどういう処置をしたらこれがいまのギャンブルにたよらずしていけるか、これを検討してみてもどうか。いまあなたのお話のように、中につとめておる人たちが、いろいろ問題もありましよう。しかし、中につとめておる人たちがその他の問題は、今後日本全体として見れば労働力が足らなくなる段階ですから、それはまた考えようは別途に十分あらうかと私は思ふのです。だから、それよりも問題は、一番重要なのは、このギャンブル収入がもうすでに地方財政の中で不可欠な要素になりつつあるということに問題があるわけですから、これはやはり財政的な考え方では処置をする以外にこの問題は手がなない。幾らやめたいといつても、それは希望的なこととて、實際を考えると、それを裏づけるものがない限りやめることができないという段階に迫

い込まれておる。もう少し皆さん方がこの問題について熱意を持って、そうして計画を立てて検討してみてもどうか。これは私は簡単にただ国が出したらいというだけの問題だとも思いません。あるいは地方税制の中で何らか新しく起こし得る財源というものを考える余地もあるかと思う。

たまたまこの前私横浜の飛鳥田市長と雑談をしておりまして、飛鳥田さんがこういう新税の話をしていました。住民の人たちといういろいろ懇談をしておるときに、こういう税を取ったかどうかというのが一つ出ました、なるほど非常におもしろいと思いましたが、飛鳥田さんが言いましたのは、お葬式のとくに、関西ではわれわれはシキミと云うのですが、お供えした花木ですね、東京のほうは何と云うのかよく知りませんが、大体いま千円、千五百円というようなところでお金を出して、名前を書いていろいろな方が出しておる、あれ一本から百円ずつ取ったらかなり財源になるんじゃないか、ああいうものを出せる人は担税力も十分にあるし、もし百円取られるからやめるといえば、やめるなら虚礼廃止になっていいことだし、これは税源として非常におもしろいというふう

に思っていますというお話。これは別に横浜がすぐ取るといふことではないでしょうけれども、なるほど私も、全国であれから百円ずつ取れば、これはいまの四百八十億円にはならぬにしても、そういうものがいまのギャンブル収入を補てんするための新税源になるということなら、これも一つの考えではないか。これはわれわれあまり増税賛成論者じゃないけれども、もし税がかかるのがいやだというなら、これはやめた方がいいことですよ。あれが並んでなければならぬことではない。ところが、日本人というのは、そういうところにはかなり無理をする。特に政治家の諸君は大いにみな無理をして出す。私も出したことはないけれども、いつも相当出ているというのが実情ですね。

だから、こういうように、地方税の問題も少し頭をひねってみると、やはりそういうギャンブル収入を補てんするためなら、そのくらいいいじゃないかという財源もないわけではないような気がするわけですね。どうかひとつ、そういう点で、国の側もお考えを願いたい。もうこれは地方税にだけまかしておけばいいのだというところではないのだと思うのです。ギャンブル収入に地方自治体がたよっておるというのは、きわめて大きい問題です。

それで、どうでしょうかね、自治省に伺いたいのですが、ギャンブル収入にたよって地方自治体の運営が何とかできておるといふのは外国にもあるのでしょうかね。ちょっとそこを、あなた方調べたことがあるのかどうか。

●鎌田説明員 私も無学でありまして、あまりよくその点を調べたものはないんですが、諸国においてもそういう例はあるようでございます。

●堀委員 日本は各国に大使館をすいぶん置いておるのですからね。これ一べん自治省から——自治省の出先はおらぬかしれぬけれども、外務省を通じて一べん調べてもらいたいです。要するに、私はそれはいろいろあるだろうと思うのですよ。しかし、日本ほど普遍的に地方自治体がこの財源によっておるところもあまりないのじゃないか。

それと、もう一つ、私が不公平な感じがするのは、同じ地方自治体の中で、そういう財源のあるところとないところがあるんですね。これは私は地方自治体として非常に不公平な問題があると思うのです。しかし、そうだからといって、いまさらそんなところに競輪場や何かをどんどん認められる情勢でもないこともまた間違いないのです。だから、この問題は、これまでこういう問題の提起がされたことがあるかないか知らないけれども、いまの人口急増地帯の問題を含めてですけれども、これは自治省も大蔵省も一べん真剣にこの問題を取り上げて、ひとつ年度計画によって——これは、一年や二年でやれなんていつたって、できないことは私は要求する意思はありません。四年でやれなければ八年でもよろしい、とにかくある一つのめどをきめて、やはり地方自治体のあるべき姿に向かって持っていくというのが、これが

私は政治として責任のあることじゃないか、こう思うのですが、大蔵省事務当局——ひとつあとで小沢政務次官にお伺いをいたしますが、事務当局としては、これに対して何らかやる方法があるかどうか。いま考えてないかもしれないけれども、何かあればひとつ大蔵省側から答えてください。

●岩尾政府委員 いわゆるギャンブル収入等によって地方自治体の財源をまかなうという問題ですが、先ほど来先生の御議論を聞いておりますと、そういうものをなくしてしまつたら非常に財源が減っていく、そこで、行政水準はかなり高い、普通の交付税の配付で補おうというところでは補われないという場合にどういふふうになるかという御議論があつたかと思うのでございます。そういうものとも関連いたしまして、私もこういうようなギャンブル収入が自治体の財源になるということは必ずしも非常にいいことだとは思いませんけれども、しかし、外国等にも例がありますように、全然いかぬということと廃止するかどうかというところは、これはやはり自治体の御判断であつて、われわれ自身がそういうところまで、絶対やめろというふうには言ひ切っていくのは、なかなかむずかしいのじゃないかと思ひます。やはり自治体でよく御判断をいただいて決心をしていただく問題じゃないか。

そこで、そういう場合には、先ほど申しましたように、財源が減るわけでございます。減つていくと、現在の交付税の算定方式でいけば、ある行政水準のものしか確保できない。そうすると従来の行政水準が落ちていく、そうなる場合に、行政水準というものはそれでどういふものを用いるのかということが問題になるわけでございます。いろいろございませう。学校もございませう、教育もございませう、あるいは水道とか電気とか、いろいろなものがあると思ひますが、そういうものについてかりにそういう財源が非常に減つていくという状況になつた場合、これはギャンブル収入が減つたからさうなつたという場合だけではなく、先ほどお話がありました、人口がふ

えていくためにそういうような状況が織り込まれるという場合も含めまして、私らは、先ほどいろいろ議論がありましたが、できるだけ実態に合うように見ていきたい。先ほどは議論がございませんでしたが、たとえば、ことし初めて水道の補助金というものをつけました。これは、先行性というのに着目をしてしまして、どうしても将来のために水道を——現にあるのだけれども、人がふえるからつけなくてはならぬというためには、特に補助金をつけてふやしていこうという形をとるとか、さっきの公共用地の先行取得の地方債の問題とか、いろいろな点についてできるだけ配慮はしたい、こういうことで考えております。

●堀委員 いまのように、競輪、競艇をやめるかどうか、確かに地方自治体の判断だと思ひます。ただ、地方自治体の判断なんですけれども、実はやめたいという地方自治体はかなりあると思うのですよ。しかし、やめたいけれども財源の問題でどうにもならぬというのが、またこれも実態だろうと思ひます。

そこで、私は、もし地方自治体が、これはぜひやめたいのだ、しかし財政的にこういう問題があるというところで、何らか一つそういう手をあげたら、それに基づいて何らか国の側として考えてやるべきだと思ひます。これはまるまる全部見てくれというわけにはもちろん私はいくとは思ひませんが、そうだからといって、これは何も見てやらぬ、周囲が何も見てやらないということなら、これはまた地方自治体の現在の力ではどうにもならない。たとえば、いまの尼崎市という市を一つ見ておると、いまから十年か十五年かたつと、いまの芦屋市のように人口飽和状態になる。人口飽和状態になりますと、もう新たにやることは非常になくなつてくるわけです。水道も全部ついでにやってくる、道路も一応はできちゃつて、学校ももうできちゃつて、その時期ぐらいになると今度は逆に学校は余るぐらになつてくる。要するに、いろいろな点で飽和点に達すれ

ないかという財源もないわけではないような気がするわけですね。どうかひとつ、そういう点で、国の側もお考えを願いたい。もうこれは地方税にだけまかしておけばいいのだというところではないのだと思うのです。ギャンブル収入に地方自治体がたよっておるというのは、きわめて大きい問題です。それで、どうでしょうかね、自治省に伺いたいのですが、ギャンブル収入にたよって地方自治体の運営が何とかできておるといふのは外国にもあるのでしょうかね。ちょっとそこを、あなた方調べたことがあるのかどうか。

ば、そこからあと新規投資というものはほとんど要らなくて、それを運営していくだけの経費、消費的経費が主たるものになってくる。しかし、人口がどんどん伸びている間は投資的経費をどうしても不可避的にそこへつぎ込まなければならぬ。こういう問題がそこへかぶさっておる間は、やはり国の側として何らかの配慮が必要だろう。その配慮のしかたは、何も全部を補助金ということでなくて、これまた長期的に考えれば、あるいは二十年なりすれば、大体そこで飽和点に達して、それ以上になるといふのは、今度はまた新しい都市開発の高層化になるといふような段階が来るでしょうが、しかし、それまでに、一応そこまでくれば一応の到着点になるということになるならば、そういうものに対する特別の起債をある程度考慮しながら、その起債についての協力をするとか、ものによっては、さっき私が言ったような府県税と市税の間の配分を考慮して問題を考えるとか。要するに、人口増加分だけがなければ、そういう地帯だって私は何もその十四億円に依存しなければならぬことではないと思うのです。やはり人口が増加することが新たな投資をどうしても誘発するし、たとえば小学校を一つ建てるにしても、私昨年文教委員会での問題を提起をしたわけですが、人口が増加しておるけれども財源がない、先行投資必ずしも十分に認められていなかったものだから、私どもの北部の地帯で競馬場のまんに小学校を建てるという問題が実は起きてきた。昨年の八月ごろのことですけれども、私も、これはいかようにあろうとも現在の学校教育法その他から見て認めるわけにいかないというので、市長に話をしたりいろいろして、ここをやめさせることにした。そのやめさせることにした坪の単価は三万五千円ぐらいなんです。ここをやめてしまうと、あとに敷地を買おうとすると、一坪が五万円、六万円です。ともかく、何千坪かの小学校を建てるということになれば、これは市としてはたいへんな負担になるわけです。しかし、学校を建てなければ、もう人口はそこへ急増

しているからどうにもならぬ。だから、私は、そういう意味では、都市周辺地帯における地方自治体は人口急増のためにたいへんな負担になる。いまあなたが単純に計算なさった一世帯あたり八万六千円という問題ではないですね。そういう土地の価格の高騰によるはね返りなりいろいろな問題のために非常に苦しいところに立たされておるというのが現在の実情ですから、そのためにはやはり、不可避的に競争収入にたよる以外にはそういう問題の解決の方法がないというところに追い込まれておる地方自治体のあり方を、私もあはるべき地方自治体の方向へ戻す。戻していくためには、やはり、大蔵省としても自治省としても、これからひとつ真剣に、このいまの人口急増地帯におけるこの問題と、ギャンブル収入に依存せざるを得ないような条件に置かれておる問題をどうのうな方途でやっていけば解決できるかということを考えていただきたい。だから、これはいますぐの問題ではありませんが、ひとつ来年度予算を組む前に私は当委員会での問題について宿題として皆さんにお願いをしておきますから、それまでに向こう六カ月、きょうは五月ですね、秋の十月か十一月の臨時国会までに、自治省と大蔵省、このギャンブル収入の關係の問題といまの都市急増対策の問題について何らかひとつ答案を書いてもらいたい、こう思うのです。

そういうことに對する政務次官の見解を最後にお伺いをいたしまして、同時に、各省のいまの私の宿題に對するそのお答えをいただいて、質問を終わりたいと思います。

○小沢政府委員 ギャンブル収入にたよらなければいけないような地方財政が不健全であることは確かでございます。したがって、そうした不健全要素を取り除いて、なおかつ地方自治団体が健全な地方自治団体としての財政を運営し得るような方向で政府としても考えていくのが私は筋だと思ひます。ただ、たいへんめんどろな問題でございます。したがって、いま先生は、来年度予算

編成までに明快な答案をということ、何か宿題というようなお話もございしますが、はたしてそう簡単に答案が出るものかわかりませんが、十分ひとつ真剣に研究を進めてまいりたいと思ひます。

○岩尾政府委員 先ほど来お話ししましたように、いろいろな対策を講じておるわけでございますが、なおかつ根本的に改正をするような名案があるかとおしやいます。これはちよつと私も頭が悪いのであまりいい名案は持っておりませんが、できるだけ検討はしたいということでございます。

○鎌田説明員 検討をいたすことにやぶさかではございませんが、一つだけ、あるいは釈迦に説法になるかもしれませんが、申し上げておいたいたしますと、現在の地方財政の仕組みといたしましては、交付税の基準財政収入に、いわゆる先生のおしやいますテラ銭収入というものを見込んでいないことは御存じのとおりでございます。したがって、自治省の立場といたしましては、全国的に見て、いわゆるナショナルミナムを確保することについての必要な財源は交付税その他の一般財源で得る、テラ銭収入というものはいわば付加的な経費というものをまかなうための財源だ、こういう考えで割り切っているわけでございます。このテラ銭の収入を奪っちゃうから一般財源のほうを何とかせよという結論になるのかどうか、その点をもう少し詰めて考えさせていただきますたいと思ひますので、えらい歯切れの悪いことですが恐縮でございますが、そういうことを含んで検討させていただきますたいと思ひます。

○堀委員 それはあなたのおっしゃるとおりです。おそろくあなたのほうは、テラ銭収入を財政収入の中に組み込んでおるなんて言ったら、これはたいへんなことですよ。国として責任問題に発展してしまふ。さっき主計局のほうで言っておりますが、行政水準の問題ですね。われわれでもこういうことなんですよ。一ぺん生活レベルが上がりますと、上げるのはそんなに問題がないのです。が、これを下げるということはいへん苦しいこ

となんですね。いままで五万円の収入であつたものが、会社をやめて二万五千円で暮らせと言われても、これはたいへんなことなんです。だから、そういう意味では、現実には下げられない。そういう現実のあることもやはりあなたの方に考えていただかないと、いろいろな条件のもとにこまて来ておるわけですから、それを下げないで解決することを自治省は前向きに考えていただかなければならない。

私がいま答案を書けと言つたのはどういふことかという、要するに、もう一ぺん再分析してもらいたいということなんです。さっき私が外国の都市のことを聞いたら、あまりつまびらかではなかつたが、外国のほうでもしやっておるとしたら、どういふことになって、どんなふうになっておるかということも調査していただきたいし、日本の自治体の中のいろいろな行政にもどの程度それが役立っているか、過去から今日までの五年間に、それがどういふ比重を占めてきて、それはその地方自治体の中ではどうなつてきたか、今後これをこのまま放置しておけばどうなっていくか、そういうような現状の分析と将来の見通しを含めたこの問題に對しての調査を第一段階でやってもらいたい。そういうものの上に立って、自治省なり大蔵省なり両方でひとつ相談していただいて、もしこれを四カ年でやめるとすればどういふことになる、財源措置はなかなかむずかしいということになれば四年でなくても八年でもいいが、八年間にやめるにはこれをどうしてこうやっていけばいいふうにして、そして、さっきのように、財政的にはやめられるのだということが明らかにしてくると、地方自治体の側も、それに対するところの取り組み方が出てくると思ひます。いまはどこからでもだれも助けてくれないので、地方自治体だけでやれと言われてもなかなかできない。しかし、地方自治体もやめたいことは間違いないし、皆さんだって歓迎してないことはだれもわかつておる。しかし、やむを得ずやっておるということとでは、そういう意味でひとつ検討して

いただいて、分析をして、見通しを立てて、そうしてそれに代替できるものはこういうものがあるだろう、あるいは起債をしたらどうなるか、こういう税源配分をすればどうなるか、新しい税源を起すこととすればこういうことになるだろう、こういう問題についての案をひとつつくっていただいたい。そうして、でき得ることならばその案が昭和四十三年からスタートしていくということになれば、地方自治体の側においてもおのずからそれに対処する心がまえを持てこれからの財政運営に臨めるのではないかと考えるわけですから、ひとつ、私の意のあるところをくんでいただいて、こまかいことまで申し上げませんから、ひとつ事務当局側としてこの問題に真剣に取り組んでいただきたい。そうして、秋の十月か十一月の臨時国会でまた私は質問させていただきますから、そのときには、皆さん方が調査検討した結果をひとつ明らかにしていただく。四十三年度予算に向けてどういうふうにしていくかということについてもまたひとつ議論させてもらいたいと思えます。

○藤井委員長代理 本会議散会後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十七分休憩

午後三時五分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事辞任の件についておはかりいたします。理事春日一幸君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

引き続き、理事の補欠選任を行なうのでありますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。それでは、竹本孫一君を理事に指名いたします。

○内田委員長 税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 長官、お急ぎのようでありすが、最初二つばかり長官にお伺いするのであります。一つは、先年私が本委員会に取り上げまして、標準率表、効率率表というものは納税者に公開すべきだということを言ったことが二、三回ございます。しかるところ、今回大阪地裁におきまして、この効率率表、標準率表を部外に漏らした大阪税務署直税課員だった岡田被告は、漏らしたことの効率率表、標準率表は、これは秘扱いにすることと正しくない、正しくないものを秘扱いにし、これを漏らしたことによって首にしたことは無効であるとして、無罪になったわけでありすが、もちろん、国税庁がそれに対して控訴するかどうかはまだ聞いておりませんが、最終判決がかりにないといいたしても、私どもがかねて言っておいたことが、地方裁判所において証明されたように私は考えるわけでありすが、本判決につきまして、国税庁はどうお考えになっておりますか、まずそれを承りたいのであります。

○泉政府委員 まず、事実関係につきまして申し上げておきたいと思ひます。

いま、横山委員から、被告岡田被告を首にしたという御発言がございましたが、これは刑事起訴を受けましたので刑事休職になっておるのでありまして、まだ首になっておるのではありません。さて、お話のように、標準率表及び効率率表につきましては、先年横山委員からお尋ねがありまして、私もいろいろお答えいたしましたのでございま

す。昨日、大阪地方裁判所におきまして、岡田被告に対する無罪の判決がございました。その無罪となった判決の理由につきましては、まだ実は詳細な判決の内容を入手いたしておりませんので、いづれその判決文を入手いたした上で、詳細な検討をした上で申し上げたいと思つておるのでございます。

ただ、昨日各新聞に出ましたところによりますと、これは新聞によりましてかなりニュアンスが違つておりました、私もそれがほんとのことか判断に迷つておるのでございます。ただ、大阪局からの報告によりますと、岡田被告が無罪になりましたのは、国家公務員法による秘密を守る義務は、形式的な秘密であるのみならず、実質的にそれが秘密でなければならぬ、で、形式的な秘密であることについては疑問の余地はない、ただ、標準率表、効率率表が実質的な国家において秘密として守らなければならないものであるかどうか、この点について判示されたように思われるのであります。その点につきまして、裁判所は、この標準率表あるいは効率率表というのは実質的な国家の秘密ではない、したがって岡田被告は無罪である、こういうような判決のように見受けするのであります。

私どももいたしましては、しかしながら、多年、標準率表、効率率表を秘密文書ということ取扱つてまいつておるのであります。その裁判所が何ゆえに実質的に秘密でないといわれるのか、その判決の詳細を入手いたしました上であらためて検討しなければならぬ、このように思つておるのでございます。

○横山委員 私は、同僚諸君のお許しを得まして、この委員会の討議が、私と向こうと話をしているだけでは、皆さんがお聞きになっていない場合があるし、その判断が適当でない場合があるの、こちらを向いて、皆さんと相談をしながら質問をいたしたいと思ひます。

諸君が御存じのように、標準率表、効率率表というのは税務職員のとらの巻です。そいつを税務

署の職員がポケットに入れたら床屋さんに行つて、あなたのとらは安い、あなたのとらは高いと言ふわけですね。何で高いかという、とにかくそれは高い。それはポケットに標準率表、効率率表があるから、それを目安にものを言つておるわけですね。私は、それを公開をしない、それよりも安く申告する場合もあるし、高く申告する場合もある、納税者になぜとらの巻を出さないのだ、こう言つて積年主張しておるわけであり

ます。

しからば、標準率表、効率率表というものはどうしてできるかという、結局、税務職員が脱税をしてないところをモデル調査、基幹調査と称してやつて、そこをモデルとして、おまえのところは大體このくらいはもうかっていると推計して、モデルをつくつてポケットに入れておるわけです。したがつて、そういう税務署の推計した標準率というものも業界に示してもいいじゃないか。それを示さずして、最近皆さんが御体験のように、業種別指導方式といつて、親分だけぎゅつとやる、そして、全部が脱税して、修正申告しろ、修正申告しない人だけ調査をする、こういうどうかつ的なやり方をしておるわけです。これはそば屋の話から始まつて、おそらく諸君の選挙区においても業種別指導の問題が大問題になっておると思ひます。私は、このとらの巻というものを公開をして、裁判長の言うように——いま長官は形式的には秘密になっておるといふ。私もそれはもちろん認める。しかし、形式的秘密というのは、税務署長が、これは秘扱いであると判を押しても形式的秘密ですね。課長が秘扱いの判を押しても秘密、それが形式的秘密なんです。ここに裁判長が判示したのは、秘密漏洩が国家の安全に重大な影響のあるものでなければならぬ、こういうものがほんとうの実質的な秘密だと言ふ。その判断が、税務署長や課長が秘密だと判を押した、それを課員が漏洩した、おまえはけしからぬ、そんなことを一々やられたら、全くめっちゃくちゃないかというのが裁判長の言つておること、何

かのよりどころがなければいかぬというのが実質の秘密なんです。私は、この標準率表、効率表が、これを漏らしたら、国家に、また納税に重大な影響をもたらすものとは考えぬわけです。もつと税務行政が民主的に、そして納税者が納得するようにいたしますためには、この際、判決を機会にして、この標準率表、効率表を公開したっていいじゃないか。

実は、皆さん御存じかもしれませんが、標準率表、効率表を秘密印刷して売っておるところがあるのです。そこに渡辺税理士がいらっしゃるけれども、おそらく渡辺税理士も開業中この標準率表、効率表を持っておったと思うのです。こんなことはわかっておる話なんです。秘密だ秘密だと言っておたつて、ないしよで印刷して売っているところもある。千五百円から二千円くらいです。税務署のちよつとした人はみんな持っておる。そんなことをやっておつて、漏らしたら処分だというばかばかしいことはやめたらどうか。それが漏れることによってどんな影響があるか、納税上どんな問題があるかということを私は言っておるわけです。

同僚諸君、全く賛成でしよう。どうです。お顔色を見て大体わかるように、同僚諸君の賛成を得て質問しておるのですから、そのつもりで御答弁願いたい。

○泉政府委員 標準率表、効率表は、お話のように、税務当局におきましてモデル的な調査をいたしまして、その調査の実例に基づいてでき上がつておるものでありまして、先ほど横山委員は、その調査したものから推計したようなお話でございますが、推計はいたしておりません。いろいろな実例を集めて、その実例のうち極端なものをはずしまして、標準率表でございますと、売り上げ百円当たり幾らの所得がある、そのほかに標準率表以外の特殊の経費を見て、そして課税標準を導き出すようにいたしておるのでございます。

それから、効率表につきましても、同様にモデル調査をいたしまして、そうした調査実例を集め

まして、そのうち極端な実例ははずしまして、中庸を得たものを効率表といたして使用することにいたしておるのでございます。

これを公開すべきかどうかという点につきましては、私どものほうといたしましては、従来から、これを公表すると、青色申告をするためにきちんと記載しておる人が、効率表より高くなるような場合には、意識してそこまで下げるようになっては、かえって青色申告の正しい申告がしにくいことになりはしないか、そういったようなことからいたしまして、かえって脱税を誘発することになっては好ましくない、こういった考え方を持っておりますとともに、この効率表などのごときは、特に業者自身が経営をやっていく場合におきまして、いろいろ考えて経営をやっておられるはずで、業界自身もある程度のことはわかつておられるはずのものでございまして、したがって、それとわれわれのいろいろな議論することが必ずしも適当でなからう、こういうことから公表いたさないでまいっておるのであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、昨日大阪地裁の判決がございましたが、私ども、その判決につきまして詳しい理由をまだ承知いたしておりません。それを承知いたしました上で今後いろいろ問題を考えていきたいと思っておりますのでございします。

とりあえずといたしまして、国税庁といたしましては、従来の標準率表、効率表につきまして、もう少し科学的なものができないかどうかという点につきまして、外部の学者にも依頼いたしまして、もっと正確な標準率表、効率表というものを、科学的な批判に耐え得るようなものをつくりたい、このように考えまして、せっかく努力いたしておるところでございします。

○横山委員 もう一ぺん同僚諸君の賛成を得たいと思うのですが、われわれが大蔵委員をやっています一つの任務は、税法を改正すると同時に、徴税行政の民主化にあると思うのであります。民主化の方法につきましては、私の意見と違つ同僚諸

君もあらうかと思うのです。

しかしながら、いずれにしても、納税者が一つのよりどころ、確信をもつて税務署と交渉する機運をつくらなければならぬと思ひます。その機運というものは、何かのときに一步を乗り越えなければならぬと思ひます。標準率表、効率表というものをほんとうは一ぺんこへ出して、皆さんとともに討議するといふのであります。皆さんが、少なうとも、たとえば床屋の場合、いすが何台あつて、小僧が何人おつて、そして何がこの床屋は年間所得何万円くらいだろうという推計の基礎ができてゐるわけです。したがって、それをポケットに入れておれば、それより低く出したものは高くする、高く出したものは知らぬ顔をしておる、こういうしかけになるわけであり

ます。それを標準率表、効率表を業界が知り、あるいは納税者が知つたところで、いまの徴税機構であるならば、こういうモデルであるけれども、あなたのところはかかる事情によつて架空な義もあるし、何々もあるからそうはいきませんよと、自信をもつて税務職員が言えるはずだと思ひます。また、納税者が高く出したならば高く出しただけの理由があるだろうから、これは税務職員としても納得がでると思ひるのであります。

ですから私は、われわれの任務が徴税行政の民主化であるという意味においては、この際、この裁判所が判決を出して、かかる標準率表、効率表のごときものは、形式的秘密ではあるけれども、いわゆる人を処分するほどの秘密ではない、徴税の中で重大な影響をもたらすものではないと判定をいたしましたことは、全く私どもとしては同感だと思つておるわけでありまして、この際、同僚諸君の御賛同を得まして、われわれとしては、客観的判定が出たこの機会にこの標準率表、効率表を公開すべきだと私は確信しております。ただいま長官がおっしゃるように、公開する以上は、公開という意味において、もう少し検討を加える必要

があるという点は、私もそれもちやう、しかし、いずれにしても、税務職員が秘密秘密としてポケットに入れて、知らぬ納税者だけがそれだけ高く取られる、知つてゐる納税者あるいは税理士さんたちはこれは秘密でなくなつてゐるというばかばかしい状態というものは改善の必要がある、こう考へておるわけでございます。大かたの同僚諸君は御賛成を得られたと思うのですが、もし御意見のある方はこの際私ともども御質問をいたしたいと思ひますのであります。ございませうか。もし私の意見に反対とかあるいは異議があるというお方は、この機会に、関連をして御質問をしていただきたいと思います。

○渡辺(美)委員 私は反対というほどでもないですが、標準率表を現在の段階で公開すること、これは、納税者に対して非常な誤解を与えるんじゃないか。つまり、標準率表はどこまでもそれは標準的なもので、からにそれが政府の名において発表する、それほどもうけつけない人もその標準率表どおりに申告をしなければならぬというふうな心理的な圧迫を受けてもこれは困ります。だから、自由な立場で申告をさせるという立場から、やはり公のものとして発表するということについてはどうかと思ひます。

○横山委員 ですから私が言つたのです。長官がもう少し科学的なものにしたい。つまり、私の意見も、いまは秘密のものとして作製されている、しかし、秘密であつてはならぬと判断をした。しかし、公開する以上は、渡辺委員のおっしゃる通りに、これがすべてそのとおりにおつた方がいいというものではないという標準率表、効率表の作製のしかたがあるだろう。また、もう少し、他に見られても国税庁としても恥ずかしいやうなふうをこらしたつくり方があるだろう。したがつて、発表ということに伴つた問題がもしあるならば、それは十分検討をして、そうして発表すべきだという点については、私は、渡辺委員の御心配は、発表する場合における方法論として配慮できると思ひます。いかがでござ

いますか。よろしゅうございますか。

○渡辺(美)委員 これを発表することは決して悪くないというふうなお話なんです。現在でさえも、発表しないでも、これは標準率です。というところ、税務署の職員にはこのとおりやれという指示は与えていないと思うのです。それにもかかわらず、税務職員の中には、少し足りない、少し足りないと言っている語弊がありますが、少し思い違ひをして、標準率表でなければならぬというふうにして、それは拘束性がないにもかかわらず拘束性があるように、自分の調査能力を補うために、あるいは時間的なむだを補うために、能率をあげるために標準率表を適用してすみやかに事案を処理するよう傾向にある。したがって、これを発表して、正式なものだということにすれば、むしろ標準率表で強制する弊害のほうが現在の段階では出る危険性があるのではないかと。したがって、発表すること自体よりも、標準率表はどこまでも標準なんだということ、とにかく、どこまでもそれを適用して、それで所得を出さなければならぬのだというふうな考えをまず税務職員から除くことが先決問題ではないかと思うのです。よろしゅうございますか。

○田中(昭)委員 いまの渡辺委員の御発言でございしますが、税務職員が足りぬために標準率表によって調整を行なっている、このような発言に聞き取れましたが、それは、皆さんがおっしゃっていることは、あまりにも税務署の実務を知らな過ぎると思うのです。実際、税務職員が、申告指導におきまして標準率で相当の課税をし、その申告を促す、そういう事実があります。そういうものを——私はいままで両方の立場もあろうと思つて黙つておりましたが、そのような税務職員五万に對して足りないとかいうような発言は、私は穏当でないと思います。この問題につきましては、私も質問の機会がございましたらまた後ほど関係の方にお尋ねをしようと思つておりましたが、いまの発言は、あまりにも私は五万の愚実なる税務職員に對して穏当でないと思います。戦時中におき

ましては、私も職場におりましたが、千八百円給料をいただいて五百円の下宿代を払つて、一升二百円の米を五升買ったならば、その給料でもって食つていけないというときがあった。そういうことを私は税金を納めてきました。そういうことを具体的に申し上げればたくさんございますが、いまの発言につきましては、私は穏当でないと思ひます。事実、五万の税務職員にそのことを知らせたならば、国税庁長官もどくなるものかおわかりだと思ひます。それを憂うものであります。以上。

○横山委員 本論のほうは賛成です。

○田中(昭)委員 標準率を公開しても同じではないですか。ほとんど公開してあると同じでございます。標準率の中には公開しているものもございします。農業標準は公開しております。また、税務署が申告指導をする場合におきまして、税理士にはある種の標準率は知らせております。また納税者にも知らせております。そういうことを言えば、私はどれだけでも申し上げられます。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○横山委員 いまこの付近の同僚諸君から、非常にいい意見であるからこれは別途小委員会において、というわけでありますから、委員長、ひとつお含みを願ひまして、小委員会でも十分討議をするようにお取り計らいをお願いいたします。

それから、国税庁にお願いしたいのは、判決文を同僚諸君に配付できるようにお手配をお願いいたします。以上であります。

○毛利委員長代理 承知いたしました。

○泉政府委員 先ほど横山委員のおっしゃる徴税行政の民主化ということ、これは私もいたしませんが、そのように心がけているつもりでございます。ただ、その徴税行政の民主化ということばの中で、何を民主化と考えるか、それににつきましてはいろいろ意見があることでございます。

特にこの標準率表につきましては、先ほどいろいろのお話がございましたが、あくまでも標準率でございまして、必ずこれによって申告しなければなら

ないというように納税者の方が誤信されても困ります。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

そういう点も同時に、それから本来、いま標準率表、効率表で処理しておりますものの中で、営業所得者につきましては、これは収入、支出につきまして記帳ができるわけでありまして、私どももいたしましては、そういう人たちは青色帳簿——今度それを非常に簡素化することをいま考えておるわけでありまして、そういう簡素化された帳簿によつて記帳をやつていただく、その記帳に基づいた申告をしていただくというのが理想の申告納税の姿であらうと思ひます。したがって、標準率とか効率というものでやっていくのは、税務行政の理想からいって、好ましい姿ではない、ただ、世間にはそういう帳簿をなかなか記帳しにくい業種、所得があるわけでありまして、そういう業種の人、あるいは所得の人につきましては、ある程度標準率なり効率でやつていかねばならないようになると思ひますのであります。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、科学的な批判に耐え得るような内容のものにいたしてまいりたい、このように考えておるのでございます。

○横山委員 次はバナナの脱税の問題であります。新聞の伝るところ、また参議院におきまして、国税庁長官が説明をしておられたようでありますが、この際、本委員会でも関税定率法で取り上げたところでありまして、本委員会の審議に資するために、バナナの脱税問題のあらましをひとつ御報告をお願いしたいと思います。

○泉政府委員 御存じのように、わが国にバナナを輸入いたしますと相当の利益があるということからいたしまして、バナナの輸入をめぐつていろいろ問題が起きておるようでございます。

私どももいたしましては、昨年六月以来——御承知のとおり、昭和三十八年四月からバナナの自由化が行なわれたわけでありますが、その前後を

通じて、輸入しましたバナナから得た利益につきまして適正な申告がなされていくかどうかということにつきまして調査を進めてまいつたのでございます。

その調査の対象といたしましたのは、台湾産バナナの輸入業者でありまして、これにつきましては、現在日本バナナ輸入組合というのでございまして、その加入業者六百七十軒あります。そのほかアウトサイダーが十九軒あります。合計いたしまして六百八十九軒あるわけでありまして、そのうち、今回調査の対象にいたしましたのは、これを六十四の系列グループに分けてまして、それぞれその系列の中心企業を中心といたしまして調査をいたしましたのであります。現在はまだ調査が完了いたしてはおりませんが、去る三月末現在におきまして、六百八十九軒のうち六百五十六軒について一応の調査をいたしたのであります。

その調査見込みによりますと、昨日国会で申し上げましたように、そのうち二百軒程度におきまして申告に脱漏があるということが判明いたしました。その脱漏の所得額は十六億円であります。その脱漏所得十六億円のうち、詐欺その他不正の行為によつて申告を漏らしておいたいわゆる不正所得分が七億程度ある、こういうことになっておるのでございます。

○横山委員 そこで、一つ、二つ伺いたしたのであります。伝うるところによりますと、その脱税をいたしました所得の中から、相当部分が政治献金に、ないしはお役人へのおまじないに使われておる。これはあなたの方の調査ばかりでなく、バナナについて政界に伝わるうわさはここ数年絶えないうちであります。その政治献金並びに役人、官庁に對する問題はどうかでござい

たか。

○泉政府委員 昨日も参議院の予算委員会で申し上げたのでありますが、この私どもの調査いたしました中におきまして、使途不明の出金が、約五十業者につきまして二億円ほどあるものでござい

お調べになったのは、大体六十四の系列グループに分けて、その中心業者というお話をすけれども、その中心だけでもけっこうだけれども、利益というものは大体どのくらいあるものか、それからその利益率というものはどのくらいになるのか、一般のいわゆる企業と比べて高いのか低いのか、こういう点を、常識的でもいいですから知りたいのです。できれば、バナナの関税率の審議の一つの参考にするために、中心系列業者の利益率、利益率というように一覧表のようなものがまとめられるかどうか、もしそれができるならば提出してもらえないか、こういうことなんですけれども、いかがでしょうか。

○泉政府委員 今回調査いたしましたものはバナナの輸入業者であります。同時に、バナナ以外のいろいろな物資も輸入いたしております。したがって、今回の調査は法人税あるいは個人の所得税という形で調査いたしましたので、必ずしもバナナだけでない調査をいたしておりますので、もしその中からバナナについての利益あるいは利益率ということになりますと、もう少し時間をかけていただかないと、そういうバナナに限っての利益及び利益率というものが出てこないかと思ひます。先ほど申し上げましたのは、そういう輸入業者の全体の輸入でありまして、もちろんバナナが相当大きなウエートは占めておりますけれども、バナナ以外の輸入による利益もあるわけでございます。したがって、もしそういう資料が御入用でありますれば、多少時日をかけていただかないとできないかと思ひます。

○平林委員 この問題は、政府の提案によると、政令の定める時期から関税率を低下させる、それから二年後に一〇%下げるということでありますから、これからは、私どもとしては、浜相場の立て方とか、あるいはバナナの輸入から消費に渡るまでの間の利益の吸収などについては関心を持たざるを得ません。ですから、時間をかしますので、ひとつこの機会に、私どもの審査に利用するためにそうした一覧表をまとめてほしいということ

を希望しておきたいと思うので、よろしくお願いしたいと思うのです。

それからもう一つ、先ほどの御報告によりまして、使途不明のものが五十社で約二億圓というお話がありました。バナナの業界をめぐる黒い霧というものは、かなり前から、バナナだけに限らず、ノリだとかコンニャクだとか、いろいろ議論されておりました。これはかなり一般の注目するところだろうと思うのです。そこで、こうした問題につきましても、この機会にももう少し明らかにして、それがきれいに肅正されていくということは必要なことではないかと思ひます。

そこで、いまお話がありましたのは、使途不明が五十社で二億圓、しかし、使途が明らかになっておるものであります。たとえば政治献金のようなものにつきましてもあるのかないのか。つまり、使途不明二億圓という、使途不明の中に政治献金とか官庁に対するものであるとか、あるいは、先ほどのお話ですと、権利を取得するために台湾関係との問題であるとかいうようなものがあるようなお話がありましたけれども、使途が明らかになっておるものの中にも政治献金というものがあるのかないのか、こういうことは、なかなかちょっとここでは説明できないかもしれませんが、どうなんでしょうか。

○泉政府委員 使途が明らかになっておるものの中に、政治献金と目されるものは入っております。ただ、先ほど申し上げましたように、オファアの権利を取得するために、台湾の業者、法人、個人を通じてありますが、それに支払ったというものは出ておりますが、これは別段政治献金というべきものではなからうと存じます。

○平林委員 それじゃ、さっきの確認だけしてください。時をかせますから……

○泉政府委員 先ほどの御要求の資料につきましては、時間をかけていただきます、提出するようにはいたしたいと存じます。

○横山委員 長官、お急ぎですか。

○泉政府委員 まだいいでしょう。

○横山委員 いま聞きましたら、直税部長も査察部長も御出張中で、うっかりして、長官がいなければ次長を呼んでいと言ったら、次長は欠員だそうで、いまさら気がついたことであります。が、歴代、次長がいらっしゃるのに、泉さんが大ものらしいのですが、次長はいつまでも置かないおつもりでございますか。こういうことを一体だれに聞いたらいいのか——これはやはり大国税庁でございまして、適当な機会に次長をお置きになるべきじゃないかと私は思うのであります。人材がいらないのか。政務次官は、これは御存じの問題でございますか。どういうお考えでございますか。

○小沢政府委員 鋭意人選中でございます。

○横山委員 さっそく人選を完了されて、ひとつ、長官がいなくても次長が答えるようにしなければ、国会審議に差しつかえますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

次は税制簡素化の問題であります。私、この簡素化についての第一次答申を熟読いたしました。そしてつくづく考えたのであります。この税制簡素化の基本的方向として三点を示してあります。一つは納税者の便宜である。二つは理論的に緩和をするという考えである。三つは税や財政上の影響をなるべく少なくという考えであります。

私はかねてから税制簡素化がわれわれ大蔵委員の非常な主要な任務の一つであると主張してまいりました。簡素化について税制調査会が取り上げたことに對しまして心から歓迎をいたしておりますのであります。この税制調査会の第一次答申を見まして、この基本的方向の三つを考えてみて、きわめてぬるま湯な基本的方向だと痛感したわけでありまして、まだ税制簡素化というものが税制改正の中で大きなウエートを占めていない。あんまり税金がこれによって軽くなったり、財政上にあんまり影響をもたらないようにしようじゃないかというふうなものの考え方——税制の問題で最も国民の中で主張されるのは、要約い

たしますれば、私は三つだと思ふ。

それは、高いということである。もう一つは不公平だということである。そして最後がわからないということなんです。納税者が最も苦情を言いますのは、要約してみますとこの三つに大体分類ができる。高いという問題はわれわれが普通取り上げる。不公平だという問題については、租税特別措置で常に意見の分かれるところである。しかし、わからない、つまり税法がわからないという点が比較的なおざりになっておるときに、この税制簡素化の方向がオーソドックスに取り上げられたということとは心から歓迎にたえないのだが、その基本的方向となつております三つの問題の設定のしかたがぬるま湯である。これは大蔵省なり、大蔵大臣なり、政府がこの問題について本腰を入れてない、そういうような感じをもたらずわけでありまして、簡素化するために、税の軽減や財政上の影響があつても、これは大いにウエートを占めるべきものだというふうな考え直すべき性質のものだ。したがって、以下この答申に盛られておりますこと並びに提案されましたことは不十分きわまることだと私は思ふ。こんなことぐらいで税制簡素化を答申した、そして国会を通過した、これによって政府に、また大蔵大臣に、税金が簡単になりましてなんということをおめおめ言わせては断じて相ならぬ。こんなものは何だと私は言いたいのではありません。私の意見につきまして、あなたの御反省の弁を伺いたい。

○塩崎政府委員 非常な御激励を賜りまして、私どもも心から感謝申し上げる次第でございます。

私どもは簡素化に本腰を入れているつもりでございます。御案内のように、税制調査会で簡素化部会という特別部会が設けられたことは、過去にもございませぬし、簡素化についての特別法案を提出したことは、私は戦後初めてのことでございまして、たゞ、これで十分かといえ、私、おっしゃるようには十分だとは思ひません。今後ひとつあらゆる方の御意見を承り、さらにま

た、私どもがこの簡素化に取り組んでみないと、なかなか簡単に主税局だけの考えでまいらない点がございます。

その一例といたしましては、財政上の問題も御指摘ございましたが、もう一つはやはり法律の成文上の問題、種々あるわけでございます。さらにまた、税務執行上のこれまでの慣習と非常に関係がございます。これらをひとつ、いまの御激励のことばにこたえまして、もう少し本腰を入れて今後進めてまいりたい、かように思っておりますのでございます。

○横山委員 私がお考えますのに、この税制簡素化を取り上げる視野が狭い。あなたもいまおっしゃったように、この簡素化というのは、めんどろな手続を簡単にするとか、あるいは入り組んでいるところを整理するとか、そういう視野から行なわれているのではあるまいか、それでは視野が狭いと私は言うのです。

そんなら横山はどんな視野を持っておられるのかという点で、一、二の例を申し上げます。

簡素化をするためには、基本的に、たとえば課税最低限を思い切って引き上げるといふ点を簡素化の立場から十分に検討すべきだ。それから、租税特別措置法を整理するといふことも簡素化の大方針の中に入れるべきだ。それからもう一つは、先ほど塩崎さんもお聞きになっておったのでありますが、私がよく言うのでありますが、上を向いて歩く習慣を徹行政の中で取り上げるべきだ。たとえば、業種別指導のような重箱のすみっこを洗うようなやり方から、人員の配置転換から、機構の整備からというような徹行政を、もっと集中的に上に向けてというやり方をしていて、零細企業など、やりやすいところをあんなりやらぬようにするといふやり方にするべきだ。これは心がまえであると同時に、機構の問題、人員配置の問題である。そういう仕組みをしないといふかぬ。こんなことを申し上げて恐縮であります。この間法務事務次官の部屋へ行ったのでありますが、壁に色紙がかかっておる。どういふ色紙かと

いいますと、「爾の俸爾の禄、民の膏なり民の脂なり、下民虐げやすく、上天欺きがたし」と書いてある。これは法務事務次官の部屋としてはおかしいと思つたが、私は、いいことばだから、これを色紙に書いて税務署長に渡した。誤解をされてはいかぬからといって、税務署長に語源を説明したのでありますが、東北のある大名が代官に対してそれを渡した。つまり、おまえの給料も、おまえの手当も、全部これは民のあぶらをしぼったものだ、その腹を据えよ、上の人間は、権力関係からなかなか欺きたいものだ、しかし、民、農民は欺きやすいものだから、奪いやすいものだから、ほかっておくと、おまえは常に職業柄、人民の膏血をしぼるような性格になる、だからくれぐれも注意をしろという文句であります。私はそれを二、三の税務署長に差し上げて、皮肉であげるのじゃありませんよ、ひとつこの気持ちには大事な気持ちですと、こう言ったのであります。

税務職員も前線にたくさん配置をすれば、やはりそれはどうしても職業柄さうなるものであります。ですから、税務機構並びに税務の人員、それらは、たとえば調査、査察なり、あるいは大法人なりへ人間を振り向けて機構を集中しておけば、私は上を向いて歩くようになると思う。こういう仕組みをとることによって、この機構から、いろいろな面から簡素化がある。私が言うのは、第三は、上を向いて歩くことではないか。たとえば、あるいは、この三つの点を、税務、税制の簡素化の中の大方針にしなれば、表現がややこしい、字がややこしいからこれを軽くしようとか、あるいは、向こうの法律とこっちの法律と矛盾しておるからこれを整理しようとかいふような視野といては、税制調査会の研究せられた諸君には失礼ではあるけれども、大体、大蔵省が出したものの考え方がそうではなかったか。だから、そういう方向に追い詰められて、こういう大局的な税制簡素化の方針を——間違つてはいないにしても、重箱のすみっこをつつくような簡素化になつてしまつておる。ものの見方、提示のしかたを考え直さなければならぬ、こういうわけでありまして。

○塩崎政府委員 私も全く、税制簡素化を単に技術的にとらえることは間違いだと思つた、横山先生のおっしゃったように、確かに、納税者がみずから納税協力を進んでやるような税制、これに持つていかなければならぬと私は思うのでございます。そんな意味で、まだまだ私どもの御提案申し上げることは不十分かと思つた。さらにまた、その原因が非常に多いかと私は思つたが、さらに根深い原因が多々あると思つたのでございまして。先ほども申されましたように、税務執行の面においてのこれまでのいきさつ、これが非常に大きな影響があると私は思うのでございまして。それがあつたに、なかなかこの問題もうまく進まない。

かりに私はこんなことを言つております。現在の税法は非常に複雑でございまして、私自体、全貌をつかめないうくらい複雑多岐にわたつております。しかし、これはやはりいままでの税務執行に原因をしております。たとえば課税所得の計算原理でも、私は有価証券の取得価額なんという規定はほとんどなくて済むのじゃないか、そして、税務官が、企業が、あるいは納税者が幅広く解釈されるところで、あるいは社会慣行的に確立したところで認められる方向に従つておるならば、これはもう税法に書いてなくても当然な所得計算原理ではないか、こういった考え方——これは先生の言われる上を向いて歩くといふことになるのかも知れぬのでございまして、こういったことでも足りる、そうすると、ほとんど法律の規定、政令の規定をなくしても済むのではないかと思つたのであります。しかし、いままでの経過は、納税者はそういう規定がないと非常に心配であるとか、あるいは税務官吏の恣意が働くとか、あるいは、こういった場合に疑問を持つてこれはどうか、こんなことが積み積もつて、法律になら、政令になり、無数の通達になつておる、これを根本的に先生の言われるように上を向いて歩くといふまで直すには、よほどの、これは法律の

面だけでなく、納税者の心理あるいは税務官吏の教育、これまで考えてみなければいかぬと思つたのであります。

そんなような点を、十分ひとつ皆さま方の御意見を拝聴しながら——私は今度の第一次答申で簡素化が終わつたものとも思ひませんし、さらにまた、まだまだおっしゃる点、技術的につかまえて過ぎた欠陥もあるかと思つたのであります。そんな点を十分注意しながら、もう少し大きな線の簡素化——簡素化というものは単に仕組みだけの簡素化ではないと思つた。心の入りました、納税者が自発的に協力できるような民主的な税制、これを打ち立てることだと思つたのでございまして。

○横山委員 あまり私に賛成すると私が文句が言えぬのですけれども、今度はひとつ政務次官に、良識豊かなところで意見を聞きたい。

簡素化とはちよつと違ふのですけれども、これはあなたの常識的立場から返事をもらいたい。同僚諸君にも聞いてもらいたいのではありませんが、いまの税制は、たとえば、税務署は、納税者がごまかしている、脱税しているときは、大体三年ないし五年までは遡及して更正決定をすることができるとなつております。ところが、納税者が、おれは少し多く申告し過ぎた、だから減額修正をしたいといふときには二カ月しかいけぬ。私は前に塩崎さんともずいぶんこれ議論したのでありますが、何で納税者だけ二カ月だ。税務署の更正決定は、いついっても、しかも何回いってもいいんです。前の担当者がやつたのが間違つておつたからまたいつた、担当者がかわつたからまたいつた。三年の間に何回でも更正決定ができる。少なくとも五年まで遡及する場合ありますが、通常三年です。なぜ納税者だけが減額修正、おれが間違つておつたから直してくれといふのが二カ月しかいけぬのかと言ひますと、税務署の言い分は、いや、それは税務署長の誤謬訂正でできますと言ひます。誤謬訂正というのは、何も納税者の権利じゃないです。お情けで税務署長がかつてにやつてやるといふわけ。納税者の権利がなぜ守られない

いか。税務署が三年ないし五年なら、納税者も三年ないし五年、間違っておったから直してくれという権利があつてなせいか。これは塩崎氏が答弁を待ちかまえておられるのであります。理屈の問題よりも、常識的に政務次官の良識をひとつ——あなた、相談せぬでもいいから言いなさいよ。

○小沢政府委員 どうもたいへん技術的な点でもありますし、先生のお尋ねによりますと、従来塩崎局長とは何回も議論したのだとおっしゃいます。その議論を私聞いておりませんので、いまい一度局長からあらかじめ答弁をさせまして、その上で判断をいたしたいと思ひます。

○横山委員 理屈はいろいろ立てられる。立てられるけれども、ぱつと聞いた瞬間に、納税者がなるほどと思うような税制でなければ、ほんとうの税制とは言えないです。理屈を聞いて、ああそうか、うん、そんなこともあるのかでは、やはりわかりやすい税制とは言えないです。税務署がいつ何回いっても、三年ないし五年までは更生決定できるなら、納税者もいつ何回でも減額修正ができた方がいいじゃないかというところは、きわめて常識的じゃないですか。政務次官、どうですか。あなたの答えが間違つておつても、あとで文句は言いませんよ。まずあなたの答弁を——あなた、大政務次官ですよ。大蔵政務次官といえ、副大臣で、各省次官のうちで最も筆頭なんじゃないですか。あなたの良識ある答弁をひとつ期待します。

○小沢政府委員 横山先生がおっしゃいますように、非常に私の発言が重大なればこそ、影響がまた大きければこそ、慎重にしなければいかぬわけでございますので、どうぞひとつ、先に局長から事務的な答弁をいたさせましてお答えしたいと思います。

○塩崎政府委員 この問題、昨年国会で一月月の期限を二月月に延長いたしましたときにいふん御非難があつた点でございます。理由は、先ほど横山委員御指摘のとおりでござ

います。申告納税のたてまえにおきまして、みずから計算して申告する、その際に、私どももいたしまして、財政上の見地から、税額の確定、これは一定の期限の前に確定する必要があります。そのために、過去には一月月、現在は二月月というところで線を引いておるわけでございます。それとまた、先ほど申し上げました通則法による誤謬訂正という単独の行政処分によって修正される可能性があるというところでございます。この点につきまして種々の御意見がございまして、この点については租税収入の特殊性、さらにまた、こういった長らくの税務行政のいろいろな理由のむづかしい点が多々あるかと思ひます。こんなような点は、ひとつ税務行政の進歩あるいは納税意識の向上、これらとまづ直していくべきじゃないか、こんなふうな考へております。

○足立委員 関連で意見を申し上げます。

横山君は、もう税制のベテランだし、頭のいい方で、百も承知して言つていらっしゃるけれども、納税者がみずから計算をして申告したものが過大申告であつたというところは、納税者自身がすぐわかるんです。逆に、税務署のほうは、過小申告を受け取つた場合、よく調査しなければわからないから三年なり五年という適及の規定があると思うのです。しかし、二月月というのはちよつと短過ぎるようには私思ふのです。というのは、病氣その他で修正ができなかつたという場合の救済措置が講ぜられておるか。だから、少くとも、それは税を確定する必要があるから、その年度くらいは余裕を見てもいいじゃないか。しかし、税務署が三年のあれがあるから同じように三年認めろというのは、横山君も無理は承知で言つていらっしゃると思ひます。意見です。

○横山委員 原則的に私の意見に賛成をされました。足立委員、どうもありがとうございます。

ただ、足立委員の意見の誤謬は、こういうことなんです。二月月のあとでも誤謬修正の余地があると言つていらっしゃる。つまり、正確なことであるならば、三年間でも事実上の減額修正ができる

ということなんです。だから、塩崎さんの言う財政的な影響があるという理屈は理由にならぬ。これは無意味です。理屈にならぬ。二月月のあとでも、誤謬修正によつて、ほんとうのことであるならば直せるんだから、財政上の負担、影響いかなという論は成り立たぬ。

それから、足立委員のおっしゃる二月月はいかぬが一年ならいいという理屈はどこにありますか。一年ならいいが二年ならいかぬという理屈はない。納税者というものは、なるほど税は安ければいいに違ひないから、なるべく低目に出すという心理があることは間違ひない。しかしながら、客観的な証拠があるのに、二月月たつたら受け付けぬということはおかしい。だから、納税者とそれから徴税機構との対等の立場というのがわれわれの理想とするものなんだから、こつちが三年ならこつちも三年ということが私は正しいと思ふ。

○足立委員 私の名前が引き合いに出されたから、多岐は申し上げたくないが、いざまた小委員会でもできますから、そのときにフリートキキングをやつたらいいと思ふ。さっきの何とか標準のものをもうだけけれども、横山君も承知だと思ふが、一方の税務署が三年の追及権があるから、納税者のほうも、これは自主的な納税ですから三年を認めろというの、かえつて悪平等なんで、どうもおかしい意見だ。私は基本的には賛成できない。納税者のほうは、自分で計算してやつていらっしゃるんだから、過大申告したかどうかというところは自分でわかるわけだ。税務署のほうは、納税者が過小申告したかどうかというところは、後よく調べないで、税の公平を期する意味からいって万全が期せられない、こういうことなんだから、三年程度は余裕を認めるというところは、私は当然だと思ふ。ただ、二月月は、病氣その他の事情で、明らかに本人にわかつておりながら手続ができないという場合もあり得るから、多少余裕を見たらどうか、国の歳入の確定ということもあるので、その年度くらいの幅を持たしたらどうかという意見

を申し上げたので、あなたの基本的なものに賛成したわけじゃない。

○横山委員 足立委員が、小委員会に移せ、基本的にはおれも賛成だからというわけでありまして……。

○堀委員 関連。

いま横山委員が言いました、税務署長が誤謬修正ができる期間は一体幾らあるんですか。そのところをちよつとはつきりしていただきたい。

○塩崎政府委員 五年でございます。

○堀委員 そうすると、実効上は五年間修正ができる。実効上五年間修正ができるなら、塩崎君の言う財政上の問題というのは、ちよつと筋が通らないことになるのではないか。形式的には二月月だ。しかし、あとは裁量によつて税務署によつてできる、そのできる範囲は、それが真実に間違つていて、納税者のほうで間違つていて、あとから申し出たことが正しかったということが確認されたという幅だと思ひます。そのことが幅になつておる限りは、五年間は認めるといふことになれば、これは実効上はあなた方も表裏で見ているのではないのか。ただ、そこに表現の方法として、要するに、納税者の権利と税務署側の裁定だといふこと、この問題の本質は、ここが違うのではないか。

それならば、私は、修正申告にしたところで、これを最終的に認めるかどうかというところは、依然として税務署長の判断だ。税務署長の判断が、修正申告と誤謬修正とどこが違うのか、判断に相違があるかどうか、そこをお答えいただきたい。

○塩崎政府委員 この二月月の問題は、先ほど、私がその原因をいたしまして、財政上の理由と申し上げました。財政上の理由と申しますのは、財政収入の確定、つまりその背後には、一つの更正決定という税務署の行為が、申告を出してから始まるわけでございます。それがいつまでも不安定なままでは、更正決定あるいはその前提とする調査が進まない、そういう意味で、二月月で打ち切つて、その後は税務署の調査を始め、それから

更正決定に移る、こうなつた意味においての確定、それが同時に財政上の収入の確定に連なる、こういう意味でございます。

しかし、一方、税務署の裁量でそれができるのでは、財政上の収入の確定ということも無意味ではないかということに對しましては、いま申し上げました行政上の調査、更正決定権限の発動、この点が発動し得る態勢になりますれば、これは財政収入上の影響も少なく、誤謬訂正の形でその問題を片づけ得る、こういうつもりで申し上げたつもりでございます。

○堀委員 時間が制約されておりますからこれで終わりますが、いまの問題は、確かに法律の書き方の問題です。だから、いまあなたのおっしゃつたように、一応申告が二月月たてば確定しますね。確定したら、それに基づいて調査し、更正をするんだ。これはもちろんそれでいいと思う。一応そこで確定をするということ、減額修正という問題とは、私は別に考えていいのではないのか。二月月たつたところで一応は確定をします。それを土台にして処置をしてよろしい。しかし、処置をしていって、更正をするときには、当然自身をこまかく調べるんだから、その時点で誤謬修正と同じような効果がでたなら、何のために税務署は調査したかわからない。

さつきの泉君の話を聞いていて心外なのは、標準率を表へ出した、青色申告者がそれを上回つて青色申告をすることをやめるようになるだろう、だからそういうものを出してはいかぬというのだが、冗談じゃないですよ。あなたの方のほうで、ある業種の一定の幅の中で、両側を切つたものの中の中の部分を具体的に調査をして、その標準的なものをもし出しておるとするならば、まず大体そこがその所得の標準だということになっておるときに、青色申告の人がそれを参考としながら、その範囲の中で多少考えたら、私はそうたいした問題ではないと思う。要するに、税務署のほうは、申告した者からできるだけたくさん取りましようという感触が、いまの答弁の中でも私は

感じられるわけですよ。だから私は、真実を求めるのが税務行政の本来だろう。真実が求められるならば、本人が多過ぎたという前に、あなたがたのほうで更正をして、調査をしたときに、あなたの申告は多過ぎたですよというものが出てくればいいわけですよ。そうすれば、その際に修正申告をなさいます。あなたの方のほうは、少なかつたほうに對しては、多いほうの修正申告なら何回でもさせるのじゃないですか。それならば、多過ぎたものに對して、少なすぎ修正申告をする余地が三年間なきやおかしいんじゃないですか。だから私は、実効上の問題として、いまのような処置が行なわれるのなら、私は、申告確定の問題と減額修正の問題とは別の問題として考えるべきがこの問題の筋ではないか、こう思うのです。

きょうはここまでにして、税小でもやりましようか。

○横山委員 それでは、もう一つだけ、問題の提起にとどめますが、申し上げたい。きょうは、たいへん同僚議員の御協力を得まして、問題がよくわかるのですが、もう一つ、これはお答えにならなかつたのですが、問題提起をしておきます。同じような問題です。

納税者が知らなかつたために、期間を過ぎてしまつて税法上の恩恵が受けられなかつた問題であります。たとえば交換譲渡の特例なんかです。ね。そのほか幾らもあります。納税者がその期間中に手続をすれば、合法的に税金が安くなるのに、かわらず、納税者がそれを知らなかつたために期間を過ぎた、しかも、客観的な証拠はきつめて明白であるという場合の救済の方法がないのです。これはもちろん誤謬修正としてやってやれないことはない。けれども、どう考えても、これもおかしいと思ふのです。

納税者というものは税法を知っておるのがあたりまえだという考えはいけません。客観的事実というものが明らかにあつて、そうしてその期限を過ぎたから、もうおまえは納税者としての権利を喪失するという考え方がおかしい。これは、その期

間内に事実があるならば、後日においても認めるべきだという私の提議です。これもいろいろな議論が展開をいたしますが、納税者というのは大体において税法を知らないといふのがあたりまえで、知っておるはずだから、おまえが知らぬのが悪いのだというきめつけ方は、税法として適当でないという考え方です。これもまた小委員会を出しましたら、十分同僚諸君の御意見も伺ひつつやりたいと思ひます。

こういう問題は私の覚え書きの中にずいぶん多いのであります。こういうことは、塩崎局長が少し視野を変えれば——あなたのほうが私よりもはるかに知っているのだから、ちょっと視野を変えれば、どれほど税制の簡素化なり、あるいは納税者に対して利便を与えるか、はかり知れたいものがある。視野を少し変えなさい。あなたは渦の中に回つておつて、自分が渦に回つてゐるということを知らな過ぎるのではないか。主税局長としての年功を経られたのでありますから、もうこの辺であらためてひとつ視野を広くして、別な角度でものを考えるということを一ぺんなさることをおすすめいたします。本日の質問を終ることにいたします。

○内田委員長 竹本孫一君。
○竹本委員 税制の簡素化について、簡単に一、二伺つてみたいと思ひます。
今度の法案の要旨を拝見いたしますと、たいへんけつこうであります。主税局長の言われる財政上のプラス、マイナス、これはどんなものですか。

○塩崎政府委員 先ほど横山委員からお話がございますましたが、私どもの簡素化は、課税最低限の引き上げというようなことは簡素化の中に考えておりませんので、今回の簡素化と考へられるもの、つまり、税制調査会の簡素化部会の答申にかかるものの減収額は、きわめて少額でございます。

○竹本委員 大体どのくらいですか。その金額について。

○塩崎政府委員 平年度におきまして十億円くらいでございます。

○竹本委員 十億円程度の犠牲で事務が非常に簡素化されればたいにけつこうだと思ひますが、この機会に、これに関連して二つほど伺ひたいと思ひます。

一つは、税の一般の領収証の問題ですけれども、これを統一領収証といつたようなものを考へて、一方からいへば脱税ができないように、一方からいへば税が簡素に納められるように考へるといふことはどうですか。

○塩崎政府委員 税目ごとに色が変わつてゐるだけのようにございまして、様式は告知書、納付書、いずれも統一された形になっておりますが、先生おっしゃつた意味はまた別な意味があるかもしれませんが、なお御示唆をいただきまして御返答申し上げます。

○竹本委員 台湾等ではすべてのあれが統一されてゐるというので、事務の簡素化には非常に役立っているというふうな話もちょっと聞いて、私もまだ資料を十分検討してゐるわけでもありませんが、すべて統一領収証というふうな考え方であれば、事務の簡素化には大いに役立つ面が、まだくふうの余地が残されてゐないのか。これは御検討いただきたいと思ひまして、要望いたしておきます。

そこで、最後にもう一つだけ伺うわけですが、これも、これは農協の問題です。農協ということよりも、直接的には今度所得税法の改正で問題になつてまいります少額貯蓄非課税制度の実際の運用についてでございますけれども、今度一種類一店舗の要件を緩和するということが、所得税法の改正でなるようですが、百万円までの貯蓄については税はかけないのだということで特別な考慮が私わけておるわけでございますけれども、その実際の運用の面でいろいろの矛盾や不便があるのではないか。その点はどういうふうに考へておられるか。

○塩崎政府委員 今回少額貯蓄の改正案を御提案

申し上げておることは、ただいま御指摘のとおりでございます。預金者から資料をとりまして、銀行を通じて税務署に出すことにつきまして、若干手続上の繁雑さといわれたことがございますが、今後できる限り簡素化の方向で研究していきたい、かように思っております。

○竹本委員　そこで、実は最近いろいろと聞くのでありますが、百万円をこえた場合、こえておるけれども、銀行等がごまかしておるといふか、事務上やむを得ずか、実は利子に税金をかけていないという場合があるのかどうか、その点お尋ねいたします。

○塩崎政府委員　御指摘のように、条件に適用していないために少額貯蓄の要件からはずれまして、そのはずれした預金の利子に対する税金を金融機関から取る例は間々ございます。

○竹本委員　私の伺っているのは、百万円で、少額貯蓄の要件を持っていないので税をかけなければならぬけれども、金融機関がかけない場合がある、あるいは、かけないがために国税庁から追及されているといった例が最近ありますかどうか。

○泉政府委員　最近、ある県で農協を調査いたしました、その結果について報告されたところによりまして、農協に対する預金につきましては、元本百万円以下であれば少額貯蓄としてその利子に対して非課税の措置がとられるわけでありまして、その農協の場合におきましては、少額貯蓄非課税につきましては、まず金融機関であります農協に對しまして非課税貯蓄の申し込み書を出すわけでありまして、それからそのあと非課税貯蓄の申告書を出さなければならぬということになっておるわけでありまして、百万円以下の預金でありながらその非課税貯蓄の申告書が出ていないものが約二〇％ほどある。それから、これは農協のほうの事務の処理があるいは不適切であったのかと思ふのでありますが、その二〇％のうちの約八割は非課税貯蓄の申し込み書もなかったということ、非課税貯蓄の申し込み書のほうは金融機関の

ほうの処理が不手ぎわであったと思われるので、これはあとで補完することを認めますが、非課税貯蓄の申告書の出ないものについて非課税の措置をとることはできないというふうな処理をするというふうな報告を受けております。

○竹本委員　泉さん、もう結論を先に言われましてけれども、その前に、いまの銀行の場合に、そういう課税をしなければならぬけれども課税されないものがどの程度あるという見通しであるか、また、現実にはそのために問題を起した例があるのかないのか、その点をまずお聞きします。

○泉政府委員　金融機関につきましては、先般御報告申し上げたと思いますが、非課税貯蓄の制度が昭和三十八年四月にできまして以来、四回にわたって調査をいたしました。ただ、その調査の結果によりまして、一人一店舗という原則が従来とられておったのでありますが、それが二店舗にわたってあったり、あるいは自分の家族以外の名義を使って預金をしてあったりというようなことで、非課税貯蓄の要件に該当しておらないにもかかわらず非課税の少額貯蓄という処理をされておった、そのために、金融機関に対してその是正を求めて、金融機関から税額を追徴したという例はかなりございます。先般委員会でも申し上げたと思いますが、かなりございます。そういった場合に、金融機関としてその税金を預金者から徴収することが困難な場合におきましては金融機関が負担するというようなことから、いろいろ問題が起きておることはございます。

○竹本委員　次に、いまの農協の問題に入りたいのですけれども、農協は所得税法第十条にいう金融機関ということになっておると思いますが、事務能力等の問題からとかく金融機関として取り扱うというところについて、大蔵省はしむい立場をとっておられるというふうにも聞きますが、その辺はどうでございますか。

○泉政府委員　農協が金融機関としての性格を持つておることは申し上げるまでもないわけでございます。

ございます。ただ、先ほども申し上げましたように、非課税貯蓄の制度につきましては、手数の点は確かにございまして、その手数を今後簡素化する方向をいろいろ検討しなければならぬとは思ふのでございますけれども、現在までのところ、非課税貯蓄の申し込みと非課税貯蓄申告と、この二つは非常に重要な要件でありまして、それを欠くということになりましては、非課税貯蓄としての処理がなかなかできないということになります。したがって、これらにつきましては、関係方面とも打ち合わせまして、農協のそうした事務能力の向上、こういったことをはかりながら、同時に税のほうの手続の簡素化とあわせてやっていくべきものだろう、このように考えております。

○竹本委員　長官のおっしゃるとおりだと思いますが、そこで、いま所得税法第十条にいう申し込み書と申告書の問題ですけれども、われわれちよつと聞いてもなかなかわかりにくいのです、きわめて簡単に、申し込み書と申告書について、ひとつ長官の御説明をお願いいたします。

○塩崎政府委員　十条の二項に書いてあるわけでございます。その繰返しになるかも知れませんが、まず非課税貯蓄を選びまして――非課税貯蓄は三種類ございます。預金形態、有価証券、社債形態と申します。それから信託形態、三つございまして、このいずれかを選びまして、これを申告書と私どもは呼んでおるわけでございます。これに基づきまして非課税貯蓄申し込み書を金融機関に提出をいたします。こういう仕組みになっております。

○竹本委員　その申し込み書と申告書が、何だか二重で、たとえば事務能力の問題が確かにありますが、それにしても、農協あたりで、先ほどお話のように申告書を出していない、それが二〇％ある、また、そのうちの八割までは申し込み書を出していないというものが、これは農協自体の事務能力の不足という点もあるでしょう。しかし、同時に、それこそこの法のたてまえが、あまりにも複雑怪奇とは言いませんけれども、複雑過ぎて、

ちよつとしらうとに理解しにくいではないか。特に、前にありました貯蓄組合ですか、そういうような例もありますから、非常にこれは誤解を招いておる。農協の事務能力を一応別にいたしまして、そういう誤解を招き、錯覚におちいつて、八割まではうっかり申し込み書がなかった、こういうふうな気の毒な事情があるのではないかと思います、その点はどうかというふうに見られませんか。

○塩崎政府委員　過去の国民貯蓄組合の非課税貯蓄、これが非常に批判があり、場合によっては乱用された、こういった経過がございます。それが世間の非難を受けましてこの十条の少額貯蓄にわたったわけでございます。そんなような点で、その趣旨が十分徹底しなかつた面があろうかと思ひますが、そんなような面、これからどんなふうにするかは徹底し、あるいはまた乱用のできない範囲においての簡素化、これはひとつ今後の問題といたしまして研究してまいりたい、かように考えております。

○竹本委員　そこで、結論的な問題になりますけれども、徹底の問題はあとであれしむとして、とりあえず、現実にあちこちで農協では問題を起しておると思うのですけれども、先ほど泉さんから御答弁が一通りありましたけれども、もう一度よく伺いたいです。

申告書を出していないものが二割、申し込み書を出していないものがそのうちの八割、そのどちらもお出ししていない場合、それから一方だけを出しておる場合、それに対していま国税庁がいろいろ追及をされておるらしいのだけれども、結論的にいえば、それぞれの農協が農協等において国税局等と話し合いをするという形でござるものか、あるいは、これは国税庁が全国的規模において解決の方法を指示すべきものか、どういう態度をとっておられるか、お伺いいたします。

○泉政府委員　この件につきましては、現在そういう事実が判明いたしておりますのは、ある国税局の管内だけのようでございます。したがっていまし

て、現在の段階におきましては、その事実の発生してあります地域を管轄いたしております国税局と当該農協との間で話し合いをして処理していただければいいのではないかと考えております。もし、ほかの国税局にもそういう事例があるというところをごいいますれば、これは国税庁として取り上げなければならぬかと思いますが、現段階ではその国税局で処理できる事柄であらう、このように思っております。もちろん、その国税局で処理するにつきましては、国税庁と十分打ち合わせた上で処理しなければならぬと思っております。

○竹本委員 問題は、ある国税局だけならばいいのですけれども、考えてみるのに、その農協の人たちが、ことに窓口がややこしい。二段がまえを誤解しているというようなことは、決して特定の地域だけに限られることじゃなくして、おそらく、まだ問題が進展してないだけで、私は、やはり全国の農協で同じような問題が同じようなケースについて出てくると思ひますので、これはもちろん、国税庁と当該国税局で今度きめられる一つの方針というものが全国的なものになるわけでしょうけれども、やはり全国的な規模における解決について考えていただきたいと思ひます。これが一つ。

それからもう一つはその内容ですが、解決の方法は、ただ、おまえたちの事務能力が足りないんだ、おまえたちの不注意だということだけで、きわめて法律一本やりの立場で解決をされるのか、あるいは、少しは政治的考慮も加えたような、現実的に即した——そういう誤解を招くということとはきわめてあり得ることなんだから、この際は第一回目です。第一回というところから、この際にかく少し調整の方法を考えられるのか、その辺についての方針はきまっておりますか、きまっておりますのですか。

○泉政府委員 これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、事実をとくと調査いたしました、どういふ事情によつてそういうことが発生

したか、その事実を探求いたしました上でそれぞれ適切な処理をはかりたい、このように考えております。

○竹本委員 これは事実を調査してからというところになりましようが、全国的な規模で、しかも現実に即した——特に今日簡素化の問題がやかましくなつておるときですから、それは一つやたら全部済んでおるときでござらう、もう一つやたらなければいかぬのだと言われると、われわれもなるほど常識的に判断して、えらいややこしいという感じを持ちますので、農協の事務員がそこまできつつかない。もちろん農協の指導の問題もありませんけれども、気がつかないのは情状酌量すべき要素が相当多いんじゃないかと思ひますので、ぜひひとつ妥当な解決をしていただきたいと思ひます。

なお、これと関連しまして、この簡素化ということから考えた場合に、この制度自体を間違えたものを一体どう取り扱うかという問題のほかに、先ほど主税局長がおっしゃつたけれども、何か根本的に再検討する方法はないのかどうかという点についてはどうですか。

○塩崎政府委員 少額貯蓄の制度につきまして今御提案申し上げている案は、現在の元本百万円以下一種類一店舗主義を数種類数店舗でもいい、こういうふうな広げようという案でございます。

そもそも、少額貯蓄の百万円の非課税というのは何かという問題でございますが、国民の大部分の方々がたいいていの方は貯蓄をされておられるわけですが、元本百万円くらいまでの所得利子あるいは貸付信託の収益になるかも知れませんが、それは課税所得に算入しないという一つの貯蓄奨励の形態だと思ひます。そのような見地から見ますと、現在のように一店舗一種類に限定するということは、現在の日本人の貯蓄の慣行から申しまして、はたして百万円の貯蓄ということの奨励に対して適応するかどうか、この点を考えまして、数種類数店舗にしたわけでございます。貯蓄につきましては、先生のおっしゃる通りに、なお

簡素化の面も考えてみたいと思ひます。

なお、このような案を越えまして、もう少し根本的に少額貯蓄について非課税を簡単にする方法はないか、こんなような御意見かと思ひます。この点、なかなか研究しなければならぬ点だと思ひます。でございますが、現在の貯蓄に対する課税あるいは貯蓄のしかた、この関連から見まして、なかなか技術的に見出すのはむずかしい。たとえば郵便貯金の利子のように、郵便貯金は元本が百万円までという限定があるから簡単にできるわけでありませんが、受け入れがまず禁止されておる、あるいはまた郵便貯金をする人の階層から見ても、その利子については野放しに非課税にしておつてもそんなに弊害はない、こういう非常にラフな方法をとつております。そのために、複雑な手続という問題は要らぬわけでございますが、それを離れまして、私的な金融機関におけるところの貯蓄について、大ざっぱな方法で簡単に非課税にするというところは、いまのところなかなか容易ではない、過去の国民貯蓄非課税の経過がこのことを示すのではないか、かように私は思ひます。

しかし、なおお説に従ひましてこの簡素化の方向は十分検討してまいりたい、かように考えます。

○竹本委員 免税点といったような考え方です。たらどうですか。

○塩崎政府委員 免税点にいたしましたも、私は同じようなトラブルが起こるのではないかと思ひます。

○竹本委員 もう少し詳しく言つて下さい。そういう取り扱いにした場合にどういふ点で矛盾が出てくるのですか。

○塩崎政府委員 まず、免税点にいたしますと、第一に不公平の点が非難があらうかと思ひます。百万円までは免税、百一万円になると元から利子が課税を受けるといった、簡素化の問題を離れてのわずかの差におけるところの不公平、この問題が出てまいらうと思ひますし、さらにまた、手続的には、免税点百万円にいたしましたも、百万

円であるかどうかの心証、この問題の確認が、確かに、控除に比べまして、あるいは他の預金があるかどうかにかへばましての格差があるかも知れませんが、同じように起こるのではないかと思ひます。

しかし、唐突の御質問でございますし、なお十分この問題も検討してまいりたいと思ひます。

○竹本委員 少額配当の控除みたいな意味で、またそれに対する反論みたいな意味での反対が考えられる。いまの不公平の問題もありまして、百万円と百一万円の差でなくて、みな九十万円くらいのところまで預けてしまつて、そのほうの心配は大してないのですか。そのほうの反対ではないのですか。

○塩崎政府委員 同様に分割の弊害は確かにございしますが、現在でも百万円までは数種類数店舗に分けてもいい、しかし、それは一々申告書を出していただきます。それによつて総合の可能性はございまして上がる、したがって、免税点にいたしましたも、百万円という限度を固執いたします限りは同じく申告書という問題が付随してくるのではないか、かように思ひます。そんなにその問題を根本的に解決するといふふうないまのところ考えられないと思ひます、こういうふうな申し上げたつもりでございます。

○竹本委員 これは農協の事務能力だけの問題でなくて、一方からいへば、貯蓄奨励の問題、一方からいへば、そういう事務処理能力の問題、両方の面から必ずしもその点が一番いい方法だという意味で私も申し上げたわけじゃありません。いづれにしても、いまの第十条の一項、二項の規定は、われわれ法律になれておる者が見ても、普通に考えて、二段がまえというのはいやこしい過ぎる、あるいは聞いた場合に、一方八割が忘れておる。これは八割のものについては、故意にしないやつもあるかも知れませんが、まあ、気がつかないというのか忘れておるのか、きわめて同情すべき立場だろうと思ひます。ということは、裏から言えば、この規定自身

が現実に即していない。あるいは、少なくとも簡素化が叫ばれておる今日の段階において再検討を要するということを意味しておると思うのです。そういう意味合いにおいて、どの方法がいいか、今日直ちに結論を出すわけにまいりませんが、十分御検討をいただくようお願いしまして、質問を終わります。

○塩崎政府委員 確かにお説のとおりでございます。私も、少額貯蓄のみならず、税法上の手続が非常に詳細過ぎまして、さらにまた、この点法律に規定されておるだけに、その改正がいろんな意味におきまして固定化したり、むずかしいというような事情になっておる、少し行き過ぎた面があるように思うわけでございます。弾力的な改正ができるような点を主張するにはどういった法形式がいいか。これは先ほど横山委員がお話しになりました手続だけの欠点のために、実態には適応しておるが、税制上の特典が利用できないといった問題、多分に私はこういった税法の規定のしかたに関連しておるわけだと思ひます。そんなような意味から、ひとつ広い角度で——先ほど横山委員から角度を変えてというようなお話がございましたが、いまの問題もあわせて検討したいと思ひます。

○内田委員長 田中昭二君。
○田中(昭)委員 私も大蔵省に席を置きまして国税庁にお世話になっておったこともございますし、かつては上司の方ばかりでございまして、心から尊敬もしております。事実、このような尊敬と信頼の中であるならば、私としましては、もう少しここの話でなくて、国民の皆さまに聞かせて、なるほどさうだというようなお互いの納得のいく話し合いをなすべきじゃないか。これは話し合いということば自体はあまりにも形式的であるかもしれないけれども、これは私もここに参りまして痛切にその点は感じております。そういう面につきまして、きょうは標準率の問題もございましたし、私もその点についてはお尋ねもしてみたいと思っております。小委員会にまかせるとい

うような話もございまして、小委員会ではどういふことをお話なさるのか、どういふ結末になるのかわかりませんが、この問題に触れますならば、質問も簡単にしていっていいんじゃないかというふうにも思っております。しかし、一応委員長も小委員会にまかせ、また、ほかの委員の方も賛成のようでございますし、税務の簡素化の問題につきましてまずお尋ねするわけでございまして、税制の簡素化は、このたびの改正を見ましても、なるほど納税者のためにもなり、端数切り捨ての問題、税務官吏のほうにしましても多量なる事務量をかかえて困っておるというような問題、多々改正されておるようでございますが、その改正は、あくまでも納税者も税務官吏もともに喜べるような簡素化にならないものでしょうか。

この前国税庁長官に予算分科会のお尋ねをしましたときには、私は最後に一つ長官にお願ひをしておきました。税務執行につきましては、納税者に要求するよりも、まず税務執行者のほうからほんとうにサービスのことをやるべきでないか、こういうこともお尋ねしておりましたし、それとも関係ございしますが、そのような双方とも簡素化されたためにほんとうによかったというよう

な簡素化はなされていらない。なぜならば、簡素化はいままでも何回も行なわれましたが、同僚職員もおりますし、いろいろ話を聞きますと、ほんとうに事務量はふえて、かえって簡素化になっていない、そういうのが偽らざる税務官吏の方の立場でありまして、納税者のほうは納税者のほうで、長官がいつもおっしゃいます近づきやすい税務署というふうな表現でございますが、これは納税者の心理といたしまして、近づきやすい税務署にしなければならぬというところはわかるんですけども、現実には税務署に近づいていくかどうかという問題、こういう問題もございまして、まず長官に、この前予算の分科会でお尋ねしましたあの問題につきましてはどのようにお考えになりましたか、またどのような処置をとられたか、それに対して、ほんとうは大蔵大臣にもお聞きしたいわけござい

ますが、政務次官が来ていらっしゃいますから、政務次官から、そのことに対して今後どのようにしていくんだという方向だけでもけっこうでありまして、まずお尋ねしたいわけでございます。

○泉政府委員 お話のように、国税庁、国税局、税務署という機関は、納税者に対してサービスを提供する機関である、したがって、単に国税の賦課徴収という権限を行使する機関としてだけではないに、サービスを大いに提供することによって、本来国税庁が所期しておるところの近づきやすい税務署に持っていくべきだ、この御意見は先日拝聴いたしました、まことにごもっともだと思っております。

また、国税庁といたしましても、そういうふうな、納税者が税法を知らないために、納めなくていい税金を納めなくちゃならぬようになる、あるいは手続をとらなかつたために、納めなくてもいいものを納めなければならぬということになる、そういったことのないうちに、納税者に税法の内容及びとるべき手続につきまして十分情報を提供していくべきだということを平素から心がけております。私も、国税局長会議あるいは部長会議、課長会議のつど、それぞれの面におきましてそういう納税者に対するサービスを忘れないようにしようということを指示いたしておるのであります。それと同時に、これは長官が幾ら言っても、実際に税務職員がそういう気持ちになつてもらわないといけませんのであります。したがって、そういうように局長会議、部長会議、課長会議を通じてそれぞれ徹底をはかつておる次第でございます。

この点につきましては、最近税務署がそういう面でも非常にサービスが改善されてきたことに、先般の所得税の申告書の提出の際におきましては、実によくサービスしてくれましたというようにおほめのことばをいただいております。たいへん喜んでおるような次第でございます。

しかし、お話のように、こうした努力は、幾ら努力いたしましてもそれで完全ということになりません。まだまだ不十分な点が多いと思っております。

ます。私もといたしましては、そういう点につきまして、五万の職員が一致してそういう趣旨に徹するように今後とも鋭意努力してまいりたい、このように考えております。

○小沢政府委員 税制の簡素化という問題は、これは納税者の方の立場をやはり何としても第一義に考えてやらなければいけないわけでございますが、一方、税務に従事する職員は、先生も御承知のように、実は仕事は何十倍ふえておるにもかかわらず、私の聞いたところによりますと、たしか過去十年以上も定員が増加いたしておりません。非常に少ない人員でよくさばっているといつてくれるわけでございます。したがって、そうした職員の事務がふえて複雑になつたり、あるいはまた苦勞がふえたりしたことが、税務職員にとりまして非常に仕事をやりにくくなるようなことにもなりますので、こういう点がもしあるとするならば、私も十分気をつけてやらなければいけない。そのためには、長官を中心にして、各国税局あるいは管内の税務署長が中心になって、職員との意思疎通を十分はかり、事務の執行に容易であるような、常に行政事務のやり方については反省を加え、打ち合わせをしていかなければならないと思っております。またそれを実行しておると私信しておるわけでございます。

要は、対人関係におきまして信頼度が基礎になるかならぬか、ほんとうに相手を信用し、それが事実守られていくようなことであれば、まさに法律は第三章でよろしいわけでございますが、なかなかそうもいかないところに非常なめんどろなところがございます。愛される税務署といひましても、取られる側からいひますと、一番いま税務署はきらわれ、いやがられ、またおそれられているような相手でございますから、そういう点を考えますと、一そう法律方面におきましても行政面におきましても、簡素化をできるだけひとつ徹底をしまして、納税者が納税義務を国民として果たしていただけることがスムーズにいくように、税務署

の側もできるだけ納税者の立場になって仕事を進めていくようにということ、こういう基本方針で今後ともまたいろいろ御意見を拝聴いたしまして進めてまいりたいと思います。

○田中(昭)委員 おこぼを返すようで申しわけございませんが、まず長官にもう一回お願いしたいのですが、私が予算分科会で申し上げたことにつきまして、それはいまいろいろお聞きしました、近づきやすい税務署にするというのは、これは私のほうから申し上げたのではなくて、長官のほうからそういう方針でやるのだ、そういうことばは何回も、私も税務署におりましたし、聞いておりますし、自分もそのことに對して努力もしてきましたし、それで、そういうわかり切ったといひますか、そういうことよりも、実際に納税者という国家の収入のもとになる人たちに對しては、やさしいことばで、また、あたりまえのことばで税務官庁側からサービスをやる、サービスというが、そのサービスも、形式よりも、いま長官もおっしゃったように気持ちの問題、気持ちがまず通じていくならば、少々形式があつても問題がないというのが世間の常識じゃないかと思うのです。

ところが、どうして長官のお考えになることが末端においてそれができないかといひますと、そこにはまた複雑ないろいろな状況が加味されていゝると思ひます。ですから、それを排除するためには、簡単に、私のほうから答えを申し上げるわけではございせんけれども、この前、予算分科会で申し上げましたように、税金を取るといふようなことはなくしていいじゃないか、このようなことを長官が税務職員に對して御指導なさつても無理なことではない。こゝを改める、納税者の人を尊重していいじゃないか、そういうことが、形式をどのようにサービスの持つていくことよりも大事ではないか。このようなことを私が申し上げなくてもおわかりになると思うわけでございます。そういうことをお聞きしたかったわけでございます。

また、次官に對しても申し上げましたとおり、そういう方向に長官として當然していきなさい、当然そのような職員の質——質といひますか、質よりもみんなをやつていくといふようなあたにかい気持ちが、まず形式を一〇〇%にも二〇〇%にも効果をあげていくことじゃないか。ですから、その国税庁長官のお考えに對して、大蔵省としては、それはいいことじゃないか、じゃ強ひに進めていくといふようなお答えができないだらうか、こう私は思うわけでございます。何も、こういうところだからといつて、何かしらぬ、いままでの委員会における一つのことばの話し合いの型にはまらずに、そのようなことは言つていいんじゃないか、このように私は思うわけでございます。それは、いろいろ措置法の問題につきましても、主税局長のほうも、長官のほうも、またきょうも本会議であれだけの総理も答弁をしたことに對しては、だれが見てみてもあれはいろいろな問題がございします。そういうことを繰り返すのじゃなくて、実効のある、またわかり切つたことでございしますから、そういうことについて、こゝで、私はこう思う、こういう方向に行くべきである、これはいままで心には思つたけれども、実行できなかった面もあるのだ、そういうようなことをおっしゃつていただいて何も差しつかえないことじゃないか、私はこのように思ひますから、もう一ぺん、簡単によろしゅうございしますから御答弁をお願いしたいと思ひます。

○泉政府委員 お話のように、国税庁の職員五万が一人一人そういうあたにかい気持ちを持つて納税者に接する、これが一番大切だと思ひます。それによつて、納税者の方も進んで正しい所得を申告していただける、こういうことにならうかと思ひます。お話のように、そういう点の心がけをやつていくように、そして、税金は取るものでなく納めていただくものだ、こういう気持ちをよく植えつけていきたい、このように考えております。

○小沢政府委員 先生のお気持ちはよくわかりました。ただいま長官が申し上げましたような趣旨で、ほんとうにひとつ、率直に税務職員と私どもとの間の気持ちが上で一体になりまして、名実ともに愛される税務署という方向で私どももできるだけの努力をしたいと思ひます。

○田中(昭)委員 少しまだ不満でございしますけれども……

次官に申し上げておきますが、いま簡略化といふようなことで、たとえば税務官吏のほうの立場をとつてみますと、實際現地においてはそのような事務量が多くなつておるといふことはないと思ひます。それは税務署に行つて中堅幹部の人に聞けば、だれが見てもそうなるおとといふことは事實でございします。そんなことがわからないような行政組織といひますか、ポイント、ポイントにおります立場の人が、こういう席上で、それをいふ事務量が多くなつておるといふことは、これはどうかと思ひます。それを一つつけ加えておきます。いま申し上げましたことも、本年度の国税庁の方針としましても、効率的な職務といふようなことが四十二年度方針に載つておつたやうでございします。そういう面からいひましても、これは私たちから言ふのじゃなくて、当然皆さんがおわかりになつておることなんでございしますから、進んでこゝろをこめてはしてもらわなければいけない、こゝろをこめておこします。

次に、標準率の公開の問題でございします。標準率の公開といふことについて、秘密性があるといふ問題でございします。が、實際、これまで秘密にしている。また、税務職員も秘密の書類であるといふことは十分考へながら、その實際の適用につきましても、相当の標準率を適用して納税者に申告を促しておるといふことも事實なんです。もしも、このことが新聞に報道されておりますように、租税法主義に違反し、憲法に違反するものであるといふことになりますれば、具体的なもの、事實を考へてみた場合には、私はこれは大きな問題であると思ひます。

問題であると思ひます。当初、長官の答弁では、まだつぶさに、その判決に對する要旨なりそういうものを入手してないといふようなことでございした。が、新聞の報道する中にもその判決の要旨といふものが出ておりますし、それを読みますれば、租税法主義といふ憲法に記載されたものに違反するかどうかといふことについては重大問題である。これは当然、税の最高の責任者であられる長官はそれをお読みになつたのか、入手しないといふのは、それに対する解釈がどうなのか、そういう点を私は感じたくてございします。

まあ、この問題につきましても、一つ一つ言へばたくさんありまして、これはほんとうを申し上げますと、何時間時間があつても切りがない、このように思ひますが、いすれにしろ、いま申し上げましたように、このたびの事件におきます標準率といふもので課税した現在までの実態に對して、率直にどのようにお考えになつておるか。長官並びに局長、次官、それぞれ簡単にけつこうでございしますから、お聞かせいただきたいと思ひます。

○泉政府委員 お話のように、標準率表、効率表といふものは税務職員が仕事をやつていく上におきまして非常に重要なものでありまして、これは秘密といふことで公開しないやうになつておりますけれども、一部におきましては、むしろ相手方に知らしめたほうがいい場合もありまします。先ほど田中先生からもお話がありましたやうに、農業所得の標準率のごときは現に公開をいたしておるのであります。それ以外におきましても、相手方に知らしめて、それによつて申告をしてもらつたほうがいい場合もあるわけでありまします。しかし、同時に、それが公にされることによつて、正しく青色申告の記帳をいたしております者が、それと自分の記帳の内容と見比べて、どうもこれでは自分のほうが所得が多くなりそうだから少ししかげんをしようといふことになりまして、これはその青色申告の本来の趣旨に反するやうに

なってくる、そこに非常にデリケートな問題があるわけであり、非公開ということと秘密にいたしてありますけれども、ある程度は知らされたほうがいい、それは、したがって、ものによってそこにむかしがでてくるわけであり、それだけに、私もといたしまして、この標準率表、効率率表につきましては、今後いろいろ検討していかなければならない問題が多いこととおもうのであります。

それから、先ほどお話がございました新聞には、はなはだ不正確にしか伝わっておらないようであり、その後、大阪国税局からの報告により、まず、裁判におきましては、標準率表、効率率表を公開しないということが租税法主義に反するのだというところは言っておられないようであり、租税法主義には反していない、しかしながら、租税法主義の精神から言えば、課税標準をきめる上において非常に重要な意義を持つておる標準率表、効率率表については、納税者に知らすのがむしろ適当であつて、したがって、これを国家秘密として、実質的に刑罰をもって保護しなければならぬとするには値しないものである、こういうふうな判断を聞いております。したがって、その点だけしか報告がございましたので、詳細は、なお判決理由を取り寄せました上で検討いたしてまいりたいと思ひますが、いずれにいたしまして、標準率表、効率率表につきましては、いろいろ問題がありますので、今後十分腰を落ちつけて取組んでまいりたい、このように思つております。

○塩崎政府委員 釈迦に説法のような感じがいたすわけであり、私は、所得税法に規定する所得あるいは法人税法に規定する所得、これはいずれも納税者の個別的な問題だと思ひます。標準率表やあるいは効率率表によって計算されるものではないと考へております。したがって、この制度は法律にも全く規定されてない。納税者個々の人が個々の収入、個々の費用、これによって千差万別の所得が計算され、それに基づいて税金を

納めていただく、こういうことだと思つてございいます。

ただ、標準率表、効率率表があるというのは、これは多分にわが国のおくれた記帳あるいは納税慣習、これに基づきまして、現在やむを得ない方法としてあるものだ、かように私は考へております。

私は、アメリカでもこの標準率表、効率率表があるような感じがいたしましたが、どこの税務署あるいは国税局に行きまして、そんなものはないというふうな話でございましたし、もちろん法律もございせん。ドイツにおきましては、この制度は法定化されておりますが、しかし、これは帳簿のつかない、帳簿をつけることの向きの人々には若干不利でも、こういう標準率表に基づいて申告あるいは納税することができるといふ、いわば帳簿のつかない人々に対する手続上の繁雑さから解放する小規模事業者に対する救済的な例外措置でございまして、私も、税法の理想からいいたしまして、やはり納税者の個別計算、納税者の個別的な事情に応じた所得計算を推奨する意味におきまして、将来、できる限り早くこういう標準率表あるいは効率率表が問題になるような時期をなくしたいというふうな気持ちは持つております。そういう意味では、判決がどういふふうに出ておるか存じませんが、現在のところ、標準率表は、先生がおっしゃいましたように、農業のように、現在の段階では帳簿のつかない方々にとっては、これがむしろ問題のない、あるいは手数の簡便な納税方法であると思つてございします。それから自由職業者のように、帳簿等をつけましても、家計と自分の職業部面との厳密な分界がでないような場合にとつては、平均的なところで所得を求めることも、これは一つのやむを得ない方法かとも思つてございします。そんなふうな意味で、納税者にとつて利用される価値はあろうかと思つてございします。しかし、これとても理想的な姿ではなく、だんだんと個別的な事情に応じて帳簿をつけて、自分の個別性を反映し

た所得が計算ができるような方法を何らかの形で考へていただくということが理想ではないか。一方、効率率表のほうは、私は現地にありまして直税部長も、国税局長もいたしておりましたから、これは税務官吏の、所得が正しいかどうかを検査する一つの目安だと思つてございします。また、まだ納税倫理、納税意識が十分でない方々も相応おる中で、こういう標準率表で簡単にその適否を判定することも一つの能率的な行政の方法でございします。

こんなような趣旨でございしますが、この二つが納税者の所得をきめる唯一の方法であるというふうなことを考へるといふことは、税制上不合理なものだ、こういうふうな考へております。しかし、いま申しましたように、いろいろな沿革的な理由が税制の中にも、税務執行の中にも残つておりますし、納税者がこれによって安心して納税したという面も私は軽視してはならないと思つてございします。こんなような角度からこの問題を解決すべきではないかと私は考へております。

○小沢政府委員 私は、行政をいろいろ進めていく場合に、現在やつてゐる方法といふと、そういうもの、それから今後どうあるべきかという議論、これをいろいろ現在やつてゐることは、実はそれなりの長い行政上の実際の必要性から出てきたものが大部分じゃないか、そしてそれはそこへ何かこうえら行政権力が、特に自分の側の立場からして恣意的につくり上げたというよりも、長期間税務署の方々が税といふものを取り扱つてゐるその経験上からも、どうしてもこういうものが必要だといふことであるのではないかと考へております。しかし、それが、世の中がいろいろ進んだりあるいは経済状態なりいろいろな実態がかわつてくるときに、いつまでもそのままにほうっておかないで、毎年毎年振り返つては、さらに、それではあるべき姿はどうなんだというのを常に考へて、いろいろな本目行なわれまして議論をお伺ひして

まして、私自身はしろうとでございしますから、聞いておつた感じでは、わずか五万人の職員で、年々増加する納税事務をさばらなければならぬとなると、やはりそこに標準率表なりあるいは効率率表といふものの効果があるのじゃないだろうか、また、納める側も、実はみんな個々にそれぞれ所得といふものが違つてございしますから、千差万別の所得なり態様だと思つて、そういう場合に――またその中には、先ほど申し上げましたように、全部が正直に自分の納税といふものを、意識を非常に高く持つてやつてくださる方であればいいですけれども、まじめな方もあれば、そうでない方もあつたり、いろいろしますと、やはりその必要性からいふと、いろいろものがあつたのじゃないか。しかし、あるべき姿として、今後さらに反省を加えて直さなければならぬ点があるのじゃないかといふようなことになりまして、これは当然、私も行政官庁はいわば効率率表のもとに行政を進めてゐるわけにございしますので、国民を代表する国会の先生方の議論をいろいろお伺ひいたしたり、また、第一線に従事しておられる職員の方々の実際の経験、意見といふものを常に謙虚に聞きまして、そして、先生が最初におっしゃいましたような最も正しい税務行政であるようなことを常に心がけながらやつていかなければいかぬ、私、しろうとながら、きょうの議論を聞いておりましてそういう感想を持つたわけであり

○田中(昭)委員 いま長官のお話、お聞きしましたが、それは長官、あれじゃないですか、判決の要旨は来ておらないかもしれませぬけれども、きのうの夕刊を見ますと、判決の要旨もここに出ております。そういうのを私いふと、読み上げて、それに対してまたどうしよう、そんなことは思ひません。長官もお読みになったと思ひます。この夕刊を見て、一番心を痛めてゐるのは税務職員じゃないかと私は思ひます。痛めておるといふよりも、動揺してゐるといふよりも、何か心配があるといふよりも、自分たちは以前より比べれば給

与もよくなつた、こうやって仕事をやっているが、その仕事に対して不安があり、そうして、その仕事に対して意欲をなくすようなことであるならば、これは両方にわたって、先ほどから何べんも言いますように、納税者にも税務職員にも大きな影響があると私は思うのです。おことばを返すようでございますが、標準率を公開することに、青色申告した人が所得を下げるだろうと言われる。それはかりにあるかもしれないけれども、青色申告というのは、帳面をつけておりまして、帳面をつけておいたものを、それじゃ標準率ができたら、高所得になったからそれをつけ増ししようとか、経費をつけ増ししようとか、そういうような状況のもとに、そういうことを想定して、青色申告した人が損をみることはならない。それは先ほどからも議論がありましたように、租税の適正化、真実に課税するという問題であれば、私はその問題はないのじゃないかと思うのです。またここでそういうことを繰り返しておりましたも、長官も十分おわかりになっておられると思いますから、この次の議論の段階におきましては、そういうことはもう少し具体性のある御答弁でなければいけないのじゃないか、私はこのように思います。

また、主税局長からも、大体お話の方向は、標準率をなくしていきたい、そういうような姿で進んでいく、このような点を私は強く感じたわけでございますが、私は、一がいに標準率をなくせというようなことも危険性がある、このように思います。ただ、税務行政の実際に行なわれている姿といたしまして、その標準率によって、例を申し上げれば、不動産収入の所得については標準率によって、ほとんど申告も逓進し、また、ほかの所得がある場合には合算して更正決定もなされております。ある年とつたおぼあちゃんが家賃収入による申告に来た場合、その標準率によってこれだけでございまして、納税もできない、実はことしはたくさん修理もしましてこういうふうになりました。ただ、それに対して税務官吏は、

標準率を作製されましたその趣旨をる説明しまして、こうなんですよと云って納得させますけれども、時と場合によってはそのようなお年寄りに納税できない場合がある。そのような場合でも、何とか税務官吏はそれに努力し、そうして標準率によって申告させるというのが現状ではございせんか。そういうものに対して、いままでやったことに対しては、これはもう少し時間をかけて、その具体的な事実を取り上げて、いままでは税務行政の中で標準率で更正決定した件数は何件か、不動産所得についてはほとんど標準率を適用し、それから特別経費を認めるといふのは税理士さんか特別の経験のある人だけなんです。極端なことをいへば、負債利子を控除するといふときには、控除できないような負債利子をつけて控除しておつても、標準率の何分の一の所得で認めておる事実もあります。ですから、そのようなことを、少しよく現実の姿を知って、そうしてそういう問題をここで、悪いものは悪い、こういうふう将来はよくしていく、このようなお話ができないものか、私はこの心ひそかに思うわけであります。

また、次官の御答弁については、実務の経験もないし、特に税法につきましては、先ほどお話があったように、一般の納税者が税法を知つておるという立場では、なかなか問題が起つてきて、きかないのじゃないか、こういうことも思います。が、次官のお話の中で、この税務職員がそういうことによりまして仕事の意欲を失つておる現実の姿といふものをお知りにならないのじゃないか。それは確かに給与はよくなりました。しかし、話をすれば、まだまだ給与をよくしてくれという話も、行きました場合にはしよつちゅう出ます。ところが、それでは税務官吏の中堅幹部が、十五年、二十年つとめた人で係長にもなれないでどのようなことを訴えておるか、どのようなことを心に思つておるか。それは、税務官庁の中で上役に言つたり、そういうことを訴えるところがどこにもない。ほんとうに御存じでしょうか。その点につきまして、もう一ぺん長官にお尋ねしたいと

思います。
○泉政府委員 田中委員もよく御承知のように、税務職員は、戦後地方自治という関係からいたしまして、それまで国税の賦課は国の機関で行ないますけれども、徴収を市町村に委託しておつたのが、市町村ではそういう徴収事務をやらなないといふことになりました。急激に人員を増加いたしました。その際相当多数の職員を三、四年間というごく短期間に採用いたしております。その職員が、現在採用後だんだん二十年とか十八年とかいう年数に達してきております。ところが、その職員の数が非常にたくさんでありますために、いわゆる係長といふような役職のポストにつくことがなかなかできない、そこでいろいろな不満を抱いておるという事実、これも確かにおつしやるとおりだと思ひます。私もいたしまして、いわゆる中ぶくれ層の問題につきましては非常に頭を痛めておるところであります。

私もいたしまして現在考えておりますのは、いわゆる係長といふことになりまして、部下職員がおらないと係長といふことにはどうしてもなかなかいかなないといふような事情からいたしまして、税務職員は本来専門職なのであります。国税、所得税なり法人税なり、あるいは酒税なり物品税なりにつきまして納税者が申告書を提出する、その提出するにいていろいろ相談にあずかる、同時に、提出された申告書を調査いたしました、その内容の適否を判断して、いや、これは十分でないから、この申告については更正する、あるいは、本来申告すべきものを申告しておらないから決定をする、こういうふうな非常に専門的な仕事でございまして、本来専門職でありますので、そういう意味では、従来の係長制度よりも専門職としての調査官、徴収官という体制に持つていくのがいいんじゃないかという考えをもちまして、現在そういう専門職で充実にいく、そして、それによつていわゆる中ぶくれ層の人たちの不満を解消していくようにしたい、このように考へて鋭意努力いたしておりますのであります。しか

し、これも予算を伴うことでありまして、なかなか容易でございませぬが、そういう方向で解決するよりはかたないものと思つております。

○小沢政府委員 私、実は昨年参りましてから一番驚きましたのは、税務署の職員がわずか五万人の職員でほんとうによく今日このような大きな仕事を、しかも非常に膨大な事務量を処理しておるということ、初めて入つた役所でありまして、まず驚きました。一方、その待遇につきましても、ただいまちょっとお話をございまして、けれども、一般行政職との間に、たしか前にはある一定の差を設けておつたものがだんだん縮まってきておるような現実もあるようでございまして、二年で大体交代、転動をするという例が多いわけでございますが、その場合の子弟の教育あるいは生活あるいは住宅問題といふようなことで、その点につきましては、大蔵省内部の予算にもありますけれども、今後大いにできるだけの協力をしてやらなければいかなないことを、私非常に痛切に感じました。幸い、先生のような税務署の職員の方々のことをよく御心配くださる先生方が今度はだいたい出ておいでになりましたので、ぜひひとつ、先生方の御協力を得まして、待遇改善なり事務の改善なり、税務署の職員がもっと喜んで働ける体制をつくり上げるように今後とも一そう努力したいと思ひます。たいへん職員を思ふ貴重な御意見を承りまして、心から感謝を申し上げます。次第であります。

○田中(昭)委員 いま標準率の問題から職員の待遇の問題に入つていってわけでございます。長官にお願ひしておきますが、その中ぶくれの問題については、長官が十分お考えになつて御心配なさつておる、このように思つております。しかし、中堅職員のほんとうの腹の底からの叫びは、まだ別な問題がある。御存じのとおり、係長になりますとあまり実際の仕事にタッチしませんが、そういう問題、それから実際の職務しておりますその状態といふか、これはたいへんなものでありまして、ほんとうにそのような職務に対す

る意欲という問題が一番大きく影響してゐるのではないか、このようなことをつけ加えておきます。

それで、税務の事務簡素化につきまして、いろいろな税法が現在難解である、また、通達等も多いというようなことにつきまして、まず所得税、法人税、相続税につきまして通達というものはどれだけのものか、これはあとで資料でもつけようでありまして、御説明いただけるでしょうか。

○泉政府委員 各税につきましては、公開通達は通達集というのがございまして、それを差し上げたいと思います。

○田中(昭)委員 それではそれをお願いしておきます。

それから、税務署関係と納税者の両方の間で一番問題になっております銀行調査の問題があると思ひます。銀行調査に対してはどのような見解があるか。また、所得税法、法人税法によつて定められました提出すべき支払調書というものもございしますが、このようなものはどのようにしておるか。不備なものもあるように思ひますし、その支払調書の提出によつて納税者からのいろいろな苦情もあるかと思ひますが、その二点につきましてお尋ねするわけでございします。

○泉政府委員 銀行調査につきましては、田中委員御承知だと思ひますが、銀行預金の秘密性という点を考慮いたしまして、現在におきましては、銀行預金を調査いたしますときには、税務署長が一つの調査件数ごとに銀行調査を行なう職員、氏名を書きまして、これを相手方金融機関に渡して、そうして銀行調査を行なうという手続をとっております。

これにつきましていろいろ御意見があるかと思ひますが、税務職員だから、いかなる場合にもどこへ行つて調査してもいいではないかというやうな御意見もあるかと思ひます。しかし、やはり預金者というものの心理を考えますと、そうむやみやたらに金融機関に預金をしておる内容を調査されるということも適当ではないと思ひます。

現在のやうに、税務署長が一つの調査事件ごとにならうという書類を發行して調査に行くというものはやむを得ない措置であると思つております。

ただ遺憾なのは、そういう書類を持てまいりまして、金融機関側の協力を得ることがなかなかできない場合が多いのであります。私も私どもは私どもとしてルールを、きめたことを守つておるのでありますから、金融機関の側におきまして、そのルールを守つてやつてもらいたい、そして、そういった書面を持つて調査に参りました場合には十分協力してもらいたい、こういう気持ちで強く持つております。このことにつきまして、金融機関にそのつど申し入れをいたしておるやうな次第でございしますが、まだなかなか協力を得られない事例がありまして、非常に困つておるやうな次第であります。今後ともそういった事態の改善をはかつていきたい、このやうに思つております。

○田中(昭)委員 長官は何か用事があるやうでございしますから……

○内田委員長 田中委員に申し上げますが、参議院が予算委員会を開会中で、参議院の予算委員会から実は長官を二度目に借りてきてここへ来ていただいておりますが、再三早く戻つてくるやうにしたい要請がありますので、御了承願ひします。

○田中(昭)委員 それでは、国税庁長官はけつこうでありますから、主税局長にいまの問題で聞い

ておきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 支払い調書の問題で御答え申し上げますが、もう田中委員御指摘のとおりでございします。私は、申告納税が納税者のみずからの自覚によつて完全申告納税がされるならば、支払い調書の提出といったやうな仕組みは要らないと思ひます。しかしながら、もう御案内のやうに、まだ支払い調書が出ないやうな場合に申告していただくということも言えないやうな場合が相当あるやうなわが国の税務環境でございします。そういった点で、私どもは支払い調書の提出の問題は、制度

いたしまして非常に重視しております。しかしながら、納税者あるいは源泉徴収義務者、関係者の方々の手数はできるだけ省略したい、こういう気持ちで、今度の簡素化の方向を議論する際に考えまして、特に今回は給与の源泉徴収の支払い調書につきまして、これをいままでの利用状況から見まして、できる限り簡素化したい、こういうふうな考へております。

なお、利子や配当につきましては支払い調書は、御案内のとおりでございまして、利子は源泉分離でございしますので調書は出ておりませんし、配当につきましては、一回の支払い金額年五万円までは取らないというやうな制度でございまして、こういった面は簡素化されておりますが、一方、給与等につきましてはまだ簡素化する余地があると思ひまして、今度はそんな方向で検討いたしております。

○田中(昭)委員 いまの銀行調査の件につきましては、長官の御意見で一応意思はわかりました。また、支払い調書もそのとおりでございします。

ただ、それに一つつけ加えてお願いしておきたいのは、銀行側の、金融機関の協力を得られないという問題でございします。これに對しましては、脱税というやうなものも予想されるならば、私は、金融機関の協力とかそういう問題ではなしに、当然調べるべきである、そういう点について、税務署も金融機関に行くのはほんとうに何かしら足が重い、また反面、秘密性のために高額所得者が優遇されてゐるのじゃないか、そのやうなこともまた聞くわけでございしますから、この点については今後の改善をお願いする次第でございします。

もう一つお尋ねしますが、これも簡素化に関係があるかと思ひますが、確定申告をやる場合に、最近その申告をするために地方税も国税も一緒に申告を済ませるという問題がございします。これは地方税のほうがおもにその恩典には浴してゐる。また、納税者のほうもほんとうに助かることで、画期的なことだと思ひますが、税務執行上の簡素化はどうであるのか。また、この問題につきま

しては、簡素化ということば、あくまでも仕事の形式の簡素化だけではなくて、効率的といへば、使用する経費の節約、仕事の能率、はつきり言ひまして、合同の確定申告のために、どれだけ税務署のほう、国税のほうも経費も節約できて能率が上がったか、地方税のほうも経費が節約できて、どのように能率が上がったか、こういう問題については、当然、いままでの経過を見て、具体的にその事実をはつきり出すべきじゃないか、このやうにも思ひますが、このことにつきまして、主税局長のお考えを承りたい。

○塩崎政府委員 御指摘の、国税と地方税の申告が一通の申告書で足りるということにいたしましたのは、ことしの申告からでございします。簡素化の方向は多々ございしましたが、大衆の最も喜びました点は、この所得税と住民税と事業税の申告が一通で済むというところだと思ひました。そういった意味では、税務署あるいは地方団体に若干の手数がふえまして、この問題は納税者のために、ひとつ大いに進めるべきである、しかしながらその手数は今後の研究に待つべき点が多々あるかと思ひます。あるいはまた、税法の統一の問題、やはり地方税のために特別な欄をつくりまして申告するやうなことにございしても、今後大方の御批判を得ながら簡素化して、できる限り手数を省略する方向に進めたい、今回初めてのこととございしますし、現在まだ完全な結果の集計は見えておりませんが、いずれまた、この集計についてどういふところが問題であつたか、どういふところに手数があつたかというのを御報告申し上げる機会を得たいと思つております。

○内田委員長 次回は、来たる十六日、火曜日、午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

昭和四十二年五月十八日印刷

昭和四十二年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局